

平成 28 年第 3 回定例会

富良野市議会会議録（第 2 号）

平成 28 年 9 月 12 日（月曜日）

平成 28 年第 3 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 28 年 9 月 12 日 (月曜日) 午前 10 時 00 分開議

議事日程 (第 2 号)

日程第 1 市政に関する一般質問

- | | |
|--------|---|
| 萩原弘之君 | 1. 市民からいただく情報の考え方について
2. 道路維持について |
| 広瀬寛人君 | 1. 「北の国から」資料館閉鎖後の市の対応について
2. 民生委員について
3. 参議院選挙の検証について |
| 水間健太君 | 1. 海外投資のモデル地域の選定について
2. 海外観光客の受入体制の整備について |
| 後藤英知夫君 | 1. まちづくりや観光開発等に伴うルールづくりについて |
| 黒岩岳雄君 | 1. JR根室本線について
2. 市内公園のバリアフリー化について |

出席議員 (18 名)

議長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	8 番	天 日 公 子 君
	1 番	大 栗 民 江 君		2 番	宇 治 則 幸 君
	3 番	石 上 孝 雄 君		4 番	萩 原 弘 之 君
	5 番	岡 野 孝 則 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	岡 本 俊 君		9 番	日 里 雅 至 君
	10 番	佐 藤 秀 靖 君		11 番	水 間 健 太 君
	12 番	関 野 常 勝 君		13 番	渋 谷 正 文 君
	14 番	後 藤 英 知 夫 君		15 番	本 間 敏 行 君
	16 番	広 瀬 寛 人 君		17 番	黒 岩 岳 雄 君

欠席議員 (0 名)

説明員

市	長 能 登 芳 昭 君	副 市 長	石 井 隆 君
総 務 部	長 若 杉 勝 博 君	市 民 生 活 部	長 沢 和 之 君

保健福祉部長 鎌田 忠男 君
建設水道部長 吉田 育夫 君
総務課長 高田 賢司 君
企画振興課長 西野 成紀 君
教育委員会教育長 近内 栄一 君
農業委員会会長 東谷 正 君
監査委員 宇佐見 正光 君
公平委員会委員長 島 強 君
選挙管理委員会委員長 堀川 真理 君

事務局出席職員

事務局 長 川崎 隆一 君
書 記 澤田 圭一 君

経済部長 原 正明 君
看護専門学校長 澤田 貴美子 君
財政課長 柿本 敦史 君
教育委員会委員長 吉田 幸男 君
教育委員会教育部長 遠藤 和章 君
農業委員会事務局長 大玉 英史 君
監査委員事務局長 高田 敦子 君
公平委員会事務局長 高田 敦子 君
選挙管理委員会事務局長 大内 康宏 君

書 記 今井 顕一 君
書 記 倉本 隆司 君

午前10時00分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には、
石上孝雄君
広瀬寛人君
を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) この際、諸般の報告をいたします。
9月6日会議終了後、決算審査特別委員会が開かれ、委員長に広瀬寛人君、副委員長に後藤英知夫君が互選された旨、報告がございました。

日程第1 市政に関する一般質問

議長(北猛俊君) 日程第1、市政に関する一般質問を行います。

質問の順序は、御配付のとおり、順次、行います。

質問は、11名の諸君により、23件の通告があります。

質問に当たっては、重複を避け、また、答弁に際しましても簡潔にされるよう御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまより萩原弘之君の質問を行います。
4番萩原弘之君。

4番(萩原弘之君) -登壇-
おはようございます。

通告に従い、順次、質問をいたします。

最初に、市民からいただく情報の考え方についてであります。

本市は、第5次富良野市総合計画をもとに、安心と希望、協働の活力の大地を掲げ、この実現に向けて計画的にまちづくりを推進することとなっています。本年は、その後期計画の初年度でもあり、まち・ひと・しごと創生総合戦略とともに、整合性を図りながら取り組んでいるとあります。

市民と自治体がともに築き上げる協働のまちづくりがますます重要になってきている今日、市民からいただく情報は、行政にとっては宝物であり、まちづくりの基本と考えることから、富良野市情報共有と市民参加のルール条例では、情報の共有と市民参加の手續に関する必要な事項を定め、その目的としています。第3条には基本

的な原則を、第4条には情報の共有のあり方が定められており、第31条にはその取り扱い方について定められております。

情報の活用は、つかむ、まとめる、利用するの三つのプロセスが求められ、その後の分析、共有、報告、データ化が必要と考えるところです。これからの行政に求められる情報活用のあり方は、情報判断能力、情報操作能力、情報コミュニケーション能力、情報活用能力、情報創造能力など、情報リテラシーの向上が重要と考えます。情報の保護をしっかりとし、活用の取り組みを積極的に発信して、自治体と市民の協働体制を構築することこそ、安心・安全で災害に強いまちづくりが実現できると考えるところであります。

以上のことから、庁内における情報共有と伝達の仕組みについて質問をいたします。

情報は市民からの預かりものという意識のもと、得られた情報をどのような手法で整理されているのか、お伺いします。

次に、市の道路維持と管理についてであります。

現在、約660キロメートル余りある市道は、市民の生活、経済、通学の生命線であり、市は、そのインフラを適切に維持管理していくことが必要不可欠であります。近年の異常気象や交通の変化は、道路や橋梁、路床排水などに想定外な被害をもたらし、その対応が緊急を要するものも珍しくなくなってきています。また、社会現象の変化に伴い、従来のインフラ整備の計画とあり方が根本的に見直さなくてはならなくなってきている現在、行政による維持管理推進施策は重要と考えるところであります。

市道延長距離678.7キロメートルあるうち、市街区域の舗装率約70%、集落地区での舗装率は、農道を含めた数字ではありますが、36%となっております。排水路については、市街区域ではほぼ整備をされておりますが、集落地域では未改良道路が相当数あることから、雨水対策が整備されていない箇所も見受けられます。今後のインフラ整備の計画において、未着手都市計画道路の見直しだけでなく、集落地域での総合的な整備計画も必要と考えるところです。特に、災害の観点から見れば、被害を最小限にとどめるためには、ふだんの維持管理が大切であり、情報の収集と的確な判断が求められるところです。

そこで、今後の維持管理及び体制づくりについて、3点お伺いをします。

1点目、今後の市道排水路整備計画を進めていく上で、どのような優先順位を持って行っているか、伺います。

2点目、市道及び排水路のパトロール体制と、市民からの情報提供による対応とその手順についてどのような作業を行っているのか、お伺いします。

3点目、現在、建設水道部には技術職が数名いると聞いておりますが、市が持っている機械の運用やパトロー

ルに必要な人材と時間が要ると考えますが、現状の民間委託するときの判断と民間委託をする必要性について伺いをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

おはようございます。

萩原議員の御質問にお答えをいたします。

1件目は、市民からいただく情報の考え方についての庁内での情報伝達の仕組みについてであります。

情報の統一的な処理マニュアルは策定しておりませんが、市民の声については、意見箱及びメールにより受け付けをし、総務部企画振興課で取りまとめ、各担当課に対応を指示し、その内容、対応状況を広報誌で公表しているところであり、また、毎年開催をしております「市長と語ろう」地域懇談会でも、多くの地域要望、市政に対する意見、提言をいただきますが、これらについても、必要な対応、措置を担当課に指示し、速やかに対応しているところであり、検討を要する意見や提言については、貴重な意見として市政推進の参考として受けとめているところで、今後ともこのような方針を進めたいと考えております。

公表は、地域懇談会議事録のホームページ掲載、概要の広報誌掲載により行っております。また、各連合会に配置しているコミュニティ活動推進員を活用した中でも、地域課題に対応しております。さらに、災害など緊急時には、安全・安心メール、ホームページ、FM放送などで市民に周知、各部署の情報共有、連携により、迅速な対応、措置に努めているところであります。

2件目の道路維持についての1点目、市道及び排水路の整備に係る考え方であります。

現在、市が維持管理する道路延長は、平成28年4月1日現在で678.3キロメートルであり、舗装率につきましては48.9%となっているところであります。

市道の舗装については、第5次富良野市総合計画に基づき、道路の改良舗装及び地域要望等を考慮した優先順位による簡易舗装を計画的に実施しております。また、簡易舗装につきましては、耐用年数が約20年であることから、市内各所で老朽化による路面の破損が見受けられ、部分的、また全面的な補修をあわせて実施をしているところであります。

また、道路排水施設の整備につきましては、平成27年度より、排水路の整備計画に基づき、計画的に整備、補修を行ってきているところでありますが、緊急性が認められる箇所については優先的な整備を行ってまいります。

次に、2点目の市道及び排水路の点検業務と市民からの情報提供についてであります。

市道の道路施設の点検につきましては、安全かつ円滑な道路交通の確保と道路施設の良好な状態を維持するため、市職員による市内の全域パトロール及び地域住民、自治会、情報提供の協定を結ぶ民間事業者等からの情報提供により、道路の危険箇所、不良箇所等を把握し、これらの情報を課内で共有した上で現場担当者が適切な処置を講じており、市民の協力を得ながら適正な道路管理に努めているところであります。

次に、3点目の集落地における市道及び排水路の通年管理体制の民間とのかかわりについてであります。

近年、局地的な激しい集中豪雨が年数回発生するなど、市民生活における交通を確保するためには、道路施設の機能を十分に発揮させることが不可欠なものとなっており、道路パトロール、道路維持工事等について計画的に実施をし、道路施設の安全性、信頼性を確保することが重要と考えております。市道の維持管理については、その全てを直営で行うことは不可能であるため、民間と連携をしながら効率的な維持管理を行ってきているところであり、今後についても、民間との連携の強化を行うとともに、市職員の育成についても行っていく必要がある、このように考えているところであります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） それでは、順次、再質問をさせていただきます。

いま、市民からの情報の取り扱いということで御答弁をいただきました。そのマニュアルというか、取り扱いに対する仕組みづくりについては、完璧な整備がなされていないというようなお話だったかなと思います。私は、情報という部分では、やはり、ちゃんとした分析をもってデータ化して、当然のごとく、いつ、どこで、誰からその情報を提供していただいて、その方にどういふふうにしてお答えを返していくかという仕組みが大切であるというふうに考えますが、その辺のところについてはどうお考えでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 萩原議員の再質問にお答えをいたします。

情報についての認識ということであります。

これは、前段で萩原議員がまちづくりルール条例を取り上げて言われていたように、私どもも市民のものという捉え方でございます。統一的なマニュアルは持っていませんというお答えをしましたが、それぞれの担当課においては、いろいろな情報を寄せられます。それは要望であったり、苦情であったり、もろもろあると思っております。その中で、各課で蓄積して、後の市政推進に生

かすということが基本的になされております。

公表、公開という部分についても、提案をいただいた方、意見をいただいた方には、必要に応じてお返しをしておりますし、また、その方の同意が得られれば広報とホームページ等での公表ということも行ってございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） 情報をいただいたところから、その次に至る部分については、僕は、そのとおりやっていけばいいのかなというふうに思うのです。

ただ、先ほど部長がお話をされたように、次のために役に立てるとということから言わせていただくと、部局の中でその情報を積み上げて、その部局にいる皆さんが情報と課題を共有することがその情報をいただく大きな目的ではないかなと僕は思うのです。この部分が必要なので、分析をし、判断をし、データ化することが必要であるというふうに私は考えますが、いかがですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 萩原議員の再質問に私のほうからお答えをいたします。

大変貴重な御意見だというふうにお聞きをしておりますが、現在、富良野市の行政の中には、分析をした結果、公開できない情報もございます。いま、市民の声については、市役所、図書館、各支所、保健センター、文化会館の6カ所で窓口を設けてそれぞれ要望を受け付けています。そして、それらを集約し、それぞれの部局に分けて検討していただいて、庁議にかけ、先ほど御答弁させていただきましたように、緊急性があるのかないのか、あるいは、意見として受けとめる必要があるのかないのか、当然、そういう分析をやるわけでありまして。そういう分析をした結果、翌年度で予算措置をしなければならぬ問題、意見としてお聞きしておく必要のあるもの、あるいは、本人から回答は要らないとされたものも現実にあるわけですね。

ですから、御質問にあったとおり、分析をした結果、貴重な御意見をいただいて行政の推進に必要と判断をした場合については、当然、予算措置もいたしますし、あるいは、地域において行政的に指導することもございますし、コミュニティ推進員を通じてそれぞれの地域で下支えをし、そういう状況をつくれるような体制づくりもしていく、いま、こういう状況でやっております。ですから、私は、御質問がありました分析だけが対応という形にはならないのが行政のあり方だと思いますので、その点はひとつ御理解を賜りたいと思うところであります。

議長（北猛俊君） 4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） いま、市長のほうから御答弁をいただきました。私がなぜこういうお話をするかという

と、庁内の中でも各部各課によって異動があります。異動するときには、当然、引き継ぎ等の作業がなされることになっているのだと思っています。ただ、継続的な課題が山積している状況の中で、その課題を継続的に検討していくためには、私は、ある意味でデータ化することが必要ではないかなと考えておりますし、職員同士で課題を共有するという観点からもデータ化すべきであるというふうに考えておりますが、いまお話しいただいた部分の中で、職員の中での課題の共有というのは、現状ではどのような形でなされておりますか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 萩原議員の再々質問にお答えをさせていただきますと思います。

市役所の組織というのがございますが、最高責任者は市長でありまして、それぞれの部局ごとの案件等については、10年間の総合的な計画を立てて常にやっているわけでありまして。そして、その10年のうちの単年度における事業等に関して、懸案事項、あるいは御質問があったような情報等の整理については、少なくとも前の年に、部局単位でそれぞれの責任者である部長職においてやりまして、さらに、庁議という大きな市の決定機関がございますから、最終的にはそこに諮って決定する、こういう順序を踏んでいるわけでございます。

また、御質問がありました中身については、予算的なもので将来展望を考えるもの、緊急性があるもの、あるいは、民間と行政が協働してやるもの、こういった区分けの仕方でも事業というものを進めている現状でございます。そういう観点からいきますと、現在の市政のあり方というのは、私は一番良好な体制の中で行われている、このように理解をしておりますので、そういう点でも御理解を賜りたいと思うところであります。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） いま、その伝達方法と共有のあり方ということでお話を伺いました。

では、職員の方々は、皆さんいろいろな形で市民と接する機会が多く、また窓口という部分を集約される方々もおられると思います。この情報のあり方、それから、いわゆる情報の伝達に対して、職員の研修の考え方というのはどのように徹底されているのか、お伺いをいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 萩原議員の御質問にお答えいたします。

まず、民間と職員の間柄の御質問であります。

1点目は、市民からの要望を個々が受けるという段階

のものについては、それぞれ職務を持った中で、自分が担っている行政の一端については理解できるわけであり、ますけれども、全般にわたってそれを把握するというのは当然難しいことでもあります。ですから、そういう伝達の方法については、個々の職員が住民と接する機会には、その課題や問題については、何々部の何々課が担当部署ですので、お伝えしておきますけれども、さらに御申請あるいはお話をしたいというのであれば、そちらのほうにおつなぎする、あるいは、みずから出向いてお話をしてほしい、こういう体制が市民対話の大きな基本姿勢であります。ですから、いまは、コミュニティ推進員ばかりでなく、全職員がそういうことをできるような研修も日々やっているわけであります。

ですから、少なくとも役所に入って1年目ぐらいはそういう勉強をしながら仕事をやっているということでございますので、入ったばかりの職員では十分に果たせない役割かもしれませんけれども、その上には上司があり、同僚があり、それらの方々と相談することによって住民対応に十分生かし切れるようにしていく、やはり、これが本市におけるまちづくり、状況づくりということです。私も、市長になってから10年目を迎えましたけれども、一度も欠かすことなく17カ所もしくは15カ所で地域懇談会をやってきておりますし、その他、団体とも話し合いを持っているわけでございます。確かに少し漏れている部分もあるかと思えますけれども、市民の情報、俗に言う意見、要望等については網羅する中で行政を行っている、自分ではそのように自負をしているところでございます。そういう点も含めながら、今後もそういう姿勢を崩すことなくやっていきたい、このように考えているところであります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） いま、市長からお話をいただいたことは、本当に大切なことであり、また、市長が取り組んでこられた10年間という部分は、いまの市政を見ていまして決して無駄ではないというふうに考えております。

ただ、私は、やはり職員が一人で抱え込まない仕組みをつくっていかないと、いま市長がお話しされたように、市の職員であるという部分でいきますと、職員は市民からいろいろな投げかけをしてこられる可能性が非常に高いと思います。そのことに対応するためには、先ほど御答弁があったように、同僚がいて、上司がいて、仲間がいてというネットワークづくりは非常に大切ですが、やはり、そこを仕組み化していかないと、私は、職員が内にこもってしまわざるを得ない場面も出てくるのかなと思います。

もう一つは、仕事を抱え込むということ自体に対して、

数年前に、たしか労働条件か労働時間について質問させていただいたときに、部長から、課題を共有することで時間外という部分を減らしているのだというようなお話をさせていただいたことがあったかなと思います。このことを含めて、やはり、課題の共有という部分については十分配慮いただけるような取り組みが必要かなというふうに思っております。

次に、意見、要望の公開という部分ですけれども、この条例には、第31条に結果を公表するという文章がございます。結果を公表するということですが、先ほど御答弁があったように、いわゆる広報、ホームページ、それから、直接という部分もあるのかなと思いますけれども、私が一番気になるところは、意見や要望を言っていた市民の方々は、恐らく、市にとってよかれと思われ、また、我々の生活をどう守っていくかという考えを持って、市にいろいろな意見、要望を言っているものというふうに基本的には考えております。

こうした要望者に対する報告というのは、いま、御答弁をいただいた中では、その意見を判断した中でというようなお話でございましたが、その部分は、市側が報告をする、しないという判断をしているということですか。それとも、こういうことなのでいまは御回答できませんというような報告までちゃんとされているのかどうか、御答弁願います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 萩原議員の再質問にお答えをいたします。

市民の声を例にとって申し上げたいと思えますけれども、いただいた意見につきましては、まずは、そごがないかということで要旨を確認させていただきます。そして、内部検討いたしまして、対応できるもの、できないものが出てまいります。できないということであれば、その理由も付しながらその方に御説明を申し上げます。次に、その結果を公表してもよろしいですかとお尋ねし、本人の同意が得られれば、全文ではなくて圧縮して、広報で概要を公表させていただいているということであり、ます。

以上です。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） それでは、過去にあった一般質問の中で、職員も市民であるという観点から、職員が、通勤時またはプライベートのときも、行政課題も含めていろいろな部分で見つけた情報も非常に大切であると思えます。また、行政の観点から、その施設や整備状況を見ていくときに、市民とはまた違った観点が生まれるのかなというふうに感じます。その点について、職員の教

育等はどのようになされているのか、御答弁願います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 萩原議員の再質問にお答えをいたします。

職員から、そうした細やかな、例えば、住民に危機があるとか、公園あるいは福祉の問題等々、安全上で問題があるといった要望があれば、それはそれぞれ担当につないでいただいて、市として対応すべきということになれば対応させていただいております。ですから、職員についても、自分の仕事だけでなく、市民の生活のためにという行政サービスのあり方ということで、そうした視点を持てるような研修も実施しているところであります。

議長（北猛俊君） 4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） いま、るる御説明がございました。

私は、この部分については、仕組み、マニュアル化をするべきであるというふうに切に考えます。なぜ制度化しなければならないかというのは、一つには、情報を共有できる部分を徹底する必要があります。私は、あらゆる部分が行政を運営する上で後に必要になってくる、無駄なもの一つもないのではないかと思います。時代が変われば、そのさまも変わります。さまが変わることによって、いまは不必要でも、将来的に必要になるものもあるのではないかと。そういう観点からお話を申し上げ、分析と判断とデータ化というものが必要で、それを年ごとに検証をしていただけるような仕組みというものが必要ではないかなというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

道路維持ということでございます。

現状では、六百七十数キロメートルの市道、それにかかわる排水路等が、いま富良野市の中に生活道路または経済的な道路として皆さんに利用されているということでございます。集落地域について言えば、道路は防じん舗装がなされるわけですが、この優先順位は、都市計画の中にある部分と、また、集落地域の部分では当然変わってくるのかなというふうに思います。これは、利用に対する頻度なのか、また、道路はつながることが基本になっているのかなと思いますので、その辺でどちらを優先して進められているのか、御答弁願います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 萩原議員の御質問にお答えいたします。

優先順位の問題でございますけれども、答弁にもありましたとおり、地域要望、それから、その路線の重要度を勘案して総合的に判断しているところでございます。どちらを優先させているかについては、その都度、路線

によって判断させていただいているところでございます。当然、地域要望が強いところについても懸案事項として上ってまいりますし、我々市側が、この路線は交通量といった部分で重要であると判断すれば、地域要望が薄くても防じん舗装等をしていくこともございます。それは、課内、部内で調整を行った上で判断しているということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） いまのいわゆる優先順位みたいな中で、道路整備をしたところについては、基本的に、大体ほとんどのところは、雨水対策だけではなくて、路床排水等の対策もなされているのかなというふうに思います。ただ、私が見ている中では、集落地域で防じん舗装をなされる場面で、いわゆる路床排水がない状況というのこれから発生し得る可能性があるのかなというふうに思います。この排水路と道路の関係について、予算のことも多少なりとはあるのでしようけれども、もし一緒にやるということになれば、その可能性についてお答えをいただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 萩原議員の御質問にお答えさせていただきます。

私どもは、防じん舗装は、側溝、道路排水がないところは行わないという考えでございます。緊急性というか、地域要望が強い場合は行う場合もございますが、優先順位として、基本的に道路排水がない部分は道路排水をしてからになるかと考えております。いろいろな事情があって排水路が整備されない、あるいは、その必要性がない、要するに、舗装をしたとしても排水路を通らずに路面排水が処理されて他に影響を及ぼさない場合は舗装をかけることもございますが、道路排水が全くないところについては、これは、UトラフとかVトラフとか柵渠といった部分でなく、素掘り側溝等であってもいいのですけれども、そういうところは、いままで舗装ではなかったことで吸収していた道路の水が舗装によって周辺に散ることになりますから、そういった部分ではやはり排水路の整備が先かなと思っております。ですから、原則ですけれども、排水路のないところは舗装を行わないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） いま、御答弁いただいた部分でいきますと、市には市道の構造の技術的基準に関する条例というものがあろうかと思いますが、この中の一文には、道路には排水のために必要がある場合は側溝または集水ますなどの適当な排水施設を設けることとするというふ

うに書かれております。先ほど質問をさせていただきました道路の優先順位という点では、基本がそこであるのに、排水のないところは後回しにされるというふうに承知してよろしいものでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） そのこのところは、地域と十分にお話し合いをさせていただきたいというふうに思っています。決して、それを優先するというのではなくて、地域でどうしてもそこに必要だと言われたときに、ただし、そういうデメリットがありますよと。要するに、舗装でなかったところではいままで雨が降っても吸収されていましたが、舗装になることによって周りに散りますよ、排水がない場合はこういう影響がありますよ、それでもいいですねという地域の確認がとれば、その情報を加味して私どものほうの優先順位に対処していくという考えでございます。

ですから、単純に、排水路がない、イコール優先順位が低くなるということではないと御理解を願います。

議長（北猛俊君） 4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） その部分は了解をいたしました。

次に、前段の質問に重複するところが若干あるのかなと思いますが、道路維持にかかわる市民からの情報提供という部分で質問をさせていただきます。

当然、砂利道も含めて、防じん舗装、また、市内の道路等でアスファルト等の破損、欠落等があるかと思えます。いまでも、こうした破損箇所への対応は、連絡を受けて、その確認に行き、その状態でどういうふうにするか判断していただいているのかなというふうに思っています。

ただ、その先にある部分で、いわゆる地先通報者への対応はどのようになされているのか、また、当然、いま、課の中ではいろいろな情報を共有されていると判断していますけれども、この部分のマニュアルづくりというのはあるのか、ないのか、お答えをいただきたいと思えます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 萩原議員の御質問にお答えいたします。

1点目の市民情報に関する処理の方法、フィードバックの件でございます。

通報があった場合は、電話でいいという案件を除いては、全て現場に赴き、その状況確認、それから、写真の撮影等を行っております。そして、その場で判断がつく場合で、情報の地先が判明しているときは、地先のほうにお伺いしてこういう形にしますよとお伝えします。その場で判断がつかない場合は、持ち帰りまして、部長

まで上がっていくことは余りありませんが、結果的に係長なり課長といった部分で課の中でその情報を共有し、いつまでに直そうとか、いつまでに対処しようということと判断して、その情報をまた通報者にお伝えしております。

ただ、通報者が不明な場合、遠距離であった場合等は、電話での連絡等も行っているつもりではございますけれども、原則はそういう形でやらせていただいているということと御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） 2番目の仕組みをつくるというか、マニュアルについてはどうなのでしょう。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 申しわけございません、答弁漏れがございました。

マニュアル的なものについては策定しておりません。ただ、いま対応しているのは道路公園係という1係でございます。他部局からの情報も含めてそこに集中して入ってきます。ですから、特にマニュアルづくりはしておりませんが、個人的には、電話で受けても何で受けてもとりあえず現場を確認すると、現場主義で対応させていただいて、通報者なり情報提供者にはフィードバックを行うようにということとを常日ごろ課内に申し伝えております。特段、マニュアルは策定しておりませんが、私の認識としては、課内にはそういう現場主義を徹底しているという認識でありますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） マニュアルはないということですが、さらにもっと違った観点から質問をさせていただきます。

いま、市に入ってくるいろいろな情報提供ということと考えると、市民の方々というのは、道路であれ何であれ、とりあえず市に情報を伝えようという作業をなされるのかなと思えます。例えば、道道であったり、国道であったり、また、関連する組織、機関等に対する部分でも、恐らくは市のほうにいろいろな情報が集まってくるのかなと考えますが、この辺の情報の処理ということでは、どういう形で関係機関に連絡しているのか、その後についても、どういうことをなされているのか、お伺いをいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 萩原議員の御質問にお

答えいたします。

当然、市民からの情報については、道道であったり、国道であったり、それから、空知川の情報は余りございませんが、道河川であったり、他機関の情報についても我々のところに集約されてきます。市民にとっては、国であれ道であれ、関係なく、まずは市にという形であります。

その際、私どもでは、お受けをいたしまして、詳しい状況がわからない場合は、道道か市道かの区別も含めて現場確認をさせていただきます。現場確認をした上で、道道であれば富良野出張所、国道であれば道路事務所、それから、河川であれば、同じく富良野出張所なり河川事務所にその旨を通報して、こういう状況だけれども、どうしますか、対処してくださいということをお伝えします。また、国、道からのフィードバックがなかなかないという状況もありますけれども、もし道とか国からのフィードバックがない場合は、我々自身がそれを確認してなるべくお伝えしたいというふうに思っています。期間が相当かかった場合はなかなかフィードバックできないこともございますけれども、我々の考え方としては、可能な限り、通報者、情報提供者に対してもフィードバックしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北猛俊君） 4番萩原弘之君。

4番（萩原弘之君） 恐らく、大変難しい作業なのかなというふうに思います。現に、山部の基線道路と言われる一部の舗装が陥没しておりまして、当分、通行どめになるようです。解決策があるのかどうかはまだ定かではありませんが、地先の方にお聞きしますと、もう3年も前に護岸のブロックが落ちていて、これはいつか危ないぞという話をずっと言っていたけれども、今回の河川の増水によって、ほら、見たことかなんていう話になってしまっています。これは、こうした緊急性はお互いの重要度の違いから生まれるものなのか、予算の配分の中でどうしてもやむなしということなのかは定かではありませんけれども、市民が生活道路として利用できなくなったという結果だけは同じなのです。この辺の重要性は、市側としてもやはり強調して伝えていただくことを常に心がけていただくのが大事ではないかなというふうに僕は考えます。

基本的に、いままでお話しした部分の中で、それから、道路を維持管理していく上では、当然、いまいる建設水道部、また、都市施設課の中の職員だけでは、一生懸命に作業をやってもどうしてもなかなか回り切れない部分、また、六百七十数キロメートルもある道路をパトロールすることになると、もうまめに行えるわけではないというのは現時点で明らかですし、これからますます大変になってくるのかなというふうに感じている一人です。

そういう中で、いま、場面ごとに、逐次、民間に委託している作業がかなりあるのかなというふうに思いますが、民間に委託をする部分は、緊急性を要するとか、優先順位の中で我々が持っている仕事量が超えているとか、いろいろなことがあると思うのですけれども、その辺の仕組みについて部局ではどんな考えでおられるのか、お答えをいただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 萩原議員の御質問にお答えします。

答弁でもございましたとおり、六百数十キロメートルある道路を全て直営で行うことはできません。その維持・補修については、毎年、予算を計上させていただいてやっておりますけれども、やはり、時期的なもの、必要頻度、緊急性も含め、一度、課内でそうした情報を共有して、計画的にこういった順でやろうということになります。それについて、やはり直営でできない部分については、この部分は委託で行く、この部分は頑張っておそらく直営でいくというように、年度当初に計画を立てております。

ただし、今回のような緊急災害が起きた場合は、その優先順位とか段取りをある程度無視させていただいて、全てをカバーできるわけではありませんが、極力、カバーできるように努力をしているところと御理解いただきたいというふうに思います。

議長（北猛俊君） 補足答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 萩原議員の御質問に部長のほうからお答えをさせていただきましたけれども、先ほど基線の道路の通行どめについて御質問を受けました。

現在、想定外とか、いろいろ新聞に出っていますが、7号、9号、11号、10号と1カ月以内ぐらいでこれだけ連続して来ますと、いま御質問があった基線等の問題については、河川がのみ込めないというのが一つの大きな要因でありまして、そういう対応については、当然、市道であれば市がその対応をしていかなければならないということになります。何でもかんでも仮説でやればよいということにはなりませんから、前段でお話ししたことを踏まえながら、基線における将来の河川状況を十分検討した上で直すことが基本でありまして、少し通行どめになっても、次期の対策を兼ねた中での道路整備ということで理解をしていただきたい、このように思います。

部分的な修正については、今回の補正予算に上げる前に、既に専決でやっている事業もございまして、御承知のとおり、今回の災害の状況では、民間と連携しなければ災害復旧というものはできないわけでございます。それらを含めて、これからの災害に対しては、十分に対応を

認識した上で市内一丸となって状況づくりをしていかなければ、いま、私自身もこのように考えているとでございます。

ですから、部分的に、ここを直す、直さないというよりも、これだけの災害は富良野だけではないわけです。沿線を含めて現実にあるわけで、特に、私は、10年以上にわたって国河川、道河川に対してそれぞれ要望しております。これは、御質問があっても、道あたりはなかなかしていただけなかった状況もございますから、私は、この機会に必ずやっていただけるように、沿線の首長ともども、9月下旬から10月上旬にわたって、道、さらに国に向けて要望を申し上げていきたい、このように考えているところでございます。

市道についても、前段に申し上げたことを踏まえた状況づくりをしてまいりたい、このように考えているところでございますので、その点でひとつ御理解を賜りたいと思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 以上で、萩原弘之君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時02分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、広瀬寛人君の質問を行います。

16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） -登壇-

さきの通告に従い、順次、質問をいたします。

最初に、8月31日をもって、21年間の長きにわたり、富良野駅前地区でドラマ「北の国から」の貴重な資料や思い出、文明に押し流されないで生きていく哲学など、多くの来館者に発信してきた施設、「北の国から」資料館が全国のファンから惜しまれながら閉館しました。

1981年、昭和56年のテレビドラマ放映とラベンダー観光が相乗効果を生み、冬の国体開催やF I Sワールドカップスキー大会の開催で、スキーリゾートを中心とした冬観光から、夏と冬に多くの観光客が訪れる通年型観光地への先鞭をつけたテレビドラマ「北の国から」の放映は、富良野市に多大な影響を与えたものと思います。2002年の「北の国から遺言」が放映された翌年の2003年には、観光入り込みが250万人に迫ろうとする最高の入り込みを記録しました。

放映で使ったロケセットの一部は、テレビ局より富

良野市に寄贈され、その管理運営をふらの観光協会が担っていると思います。ふらの観光協会の関係者によると、「北の国から」資料館が閉鎖するとの情報が広がってからは、ロケ地セットの入場者数もふえており、恐らくは「北の国から」資料館とロケ地セットを同様の施設または同様の運営と思いつき、閉鎖する前にぜひ訪れたいと考えられた方がいらっしゃるが増加の一因ではないかとお話をされていました。

この一例を示すまでもなく、詳細で正確な情報は、一部関係者には知り得ても、多くの一般の方までは伝わりにくいものと考えます。「北の国から」資料館が閉鎖されることに触れた新聞記事や寄稿の論調は、何らかの形で存続を望むものばかりでありました。私は、幾つかの記事の中に、民間施設のため、行政はかかわらない旨の論調で書かれた記事を読み、心が痛みました。確かに、民間の経営や民間の所有物に対して行政が口を出すのは、管理・監督権を有した事業にのみ行えることであり、通常の商行為にあってはならないことと思います。

しかし、「北の国から」というドラマが富良野市に及ぼした影響やイメージは、例えて言うなら三浦綾子文学とその発祥地である旭川市、有島武郎とニセコ町、前田真三と美瑛町のような関係で、地域と人物が残した功績が一体のものファンが考えるような関係ではないかと思えます。そのような意味からも、ふらの観光協会や「北の国から」資料館のオーナーや、新たな構想をお持ちと報道されている倉本先生ら関係者と情報を交換して、観光地富良野の大きな要素となる財産のあり方や方向性を検討する段階に何らかのかかわりが必要ではないかと感じます。

そこで、3点お聞きします。

ドラマ「北の国から」ロケ地セット等の市が保有する資産の現状と今後の方向性について、二つ目は、「北の国から」資料館閉鎖に際して寄せられる「北の国から」ファンの声をどのように受けとめていくのか、三つ目は、「北の国から」資料館や各種資料は私的財産や私的所有物ですが、有形・無形の広い意味の富良野にとっての財産を今後どのように考えるのか、話し合う場面づくりが必要と考えますが、見解をお聞かせください。

2項目めとして、民生委員についてお伺いします。

私は、平成22年第4回定例会の一般質問でも、辞令交付を終えたばかりの富良野市の民生児童委員の実態や今後の対策などについてお聞きをしました。本年は、それから6年がたったの改選期を迎えるに当たり、実態の推移と担い手不足の解決方法などの考え方について、改めてお聞きをしたいと思います。

まず、実態についてです。

民生委員お1人が受け持つエリアと対象人数の変遷について、さらには、社会調査活動、相談活動、情報提供

活動、連絡通報活動、調整活動、生活支援活動、意見具申活動などの対象事案の内容が変化してきているのか否かについてお伺いします。

民生委員の年齢や委嘱年数の変遷についてお伺いをします。

6年前の平成22年にお答えをいただいたときの直近6年の変化と、その後の6年の変遷をどのように捉えられているのか、お知らせください。

次に、調査された実態分析として、担い手不足の原因分析をお聞かせください。

また、前回、平成22年の一般質問のときには、民生委員の作業量軽減のためにも、町内会連合会役員、関係団体・機関と連携を密にすることや、住民助け合いマップづくりの過程で、近隣の複数の人が支え合う地域のつながりを強化して民生委員の負担軽減を図りたいと答弁されましたが、その方策で軽減がなされたのか、また、別の施策に着手され、効果が上がっているのかなど、施策の検討状況をお知らせください。

私が前回行った一般質問のときにも、民生委員の仕事を補完する応援組織や支援策について、ほかの自治体での取り組みなどを研究すべきと述べました。個人情報を取らない範囲で民生委員活動を支える協力員制度を導入している自治体も、全国民生委員児童委員連合会の調査では8.5%になりました。社会福祉協議会の福祉推進委員が協力員として2名つき、1地区1名の民生委員と2名の協力員の合計3名体制で見守り体制を構築する芦屋市や、大学生のインターンシップを活用した大阪府など、知恵を絞った取り組みが散見されます。富良野市でも、国の制度である民生委員を地域独自の施策でサポートする制度を構築する時期が来ていると考えますが、見解をお聞かせください。

3件目の項目として、去る7月10日に執行されました第24回参議院選挙の検証についてお伺いします。

私は、平成27年第2回定例会の一般質問で、平成27年の統一地方選挙投票結果の分析についてお伺いしております。投票率の向上は、市民の意思を反映させるために必要との視点から、先進地の取り組みを参考に、投票率の向上を目指すことや、市民からの投票に関する改善要望の集約について十分検討しながら今後の方針を立てていきたいとの答弁がありました。

このたび執行されました参議院選挙では、投票できる年齢が18歳へと変更され、現役高校生でも選挙権を有する最初の選挙として注目されました。住民票を親元に残し、学校の進学等で親元を離れる学生への投票に関する通知などで混乱が報じられるなど、制度変更の影響もあり、課題も指摘されました。富良野市では、大きな混乱がなく、無事終了したものと捉えておりますが、詳細な分析を怠らず、さらなる改善に取り組むことが肝要と思

います。

参議院選挙では、選挙区選挙と比例代表選挙の二つの投票があり、比例代表選挙に当たっては、政党名もしくは候補者名のどちらを記載してもよいこととなっていることから、多数の候補者名を掲示しなければならないなど難しい側面があると思います。

私が特に注目した数値として、無効投票の動きがあります。平成25年に執行された参議院選挙では、選挙区制では投票者数1万113名で、投票率51.23%、無効投票が635人に対し、比例代表制では投票者数1万112人、投票率51.22%、無効投票が524名となっております。比例代表制のほうが無効投票者数として111名少なく、率にして5.2%となっております。これが、平成28年の選挙区では、選挙区制では、投票者数1万587人、投票率54.59%、無効投票者数483名となり、比例代表制では、投票者数1万586人、投票率54.58%、無効投票783人となりました。ことしの参議院選挙では、比例代表制の無効投票者数が選挙区制を259人分多くなりました。率にして7.4%となります。期日前投票の数や率など、多面的な要素を加味して分析する必要があると思います。

私が選挙後に耳にした市民からの声には、期日前投票の会場が狭く精神的に圧迫感を感じたことや、選挙区と比例代表の投票用紙を同時に渡され、混乱しそうになったなど、平常心で投票行為に当たれなかったというものがああります。投票日には、選挙区の投票を終えた後から、比例代表制の投票用紙が配付されるなど配慮がされましたが、期日前では同時に配付されたとお聞きしています。

さまざまな視点から課題分析をして改善することが重要と思い、五つの視点で課題分析についてお聞きします。

- 1点目は、無効投票の原因分析について。
- 2点目は、投票所の設営の改善点について。
- 3点目は、期日前投票の設営課題について。
- 4点目は、選挙権の年齢が変更されて最初に行われた選挙の総括について。

5点目は、市民からの投票に関する改善要望の把握作業について。

最後に、課題解決に向けた取り組みについてお伺いします。

このたびの参議院選挙も、当初は衆参同日選挙になる可能性もあると報道された選挙であり、選挙を執行する自治体の体制づくりにも大きな課題があると指摘されました。課題整理と解決手法の検討は速やかに着手しなければならぬと感じます。

そこで、2点お伺いします。

課題整理と解決手法の検討はどのように進められるのか。

2点目、課題解決の実施目標とスケジュール感をどのように考えられているのかをお聞きして、1回目の質問

といたします。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

広瀬議員の御質問にお答えをいたします。

1件目の「北の国から」資料館閉鎖後の市の対応について、今後の対応についてであります。

テレビドラマ「北の国から」関連の主な観光施設につきましては、ロケセットの拾って来た家と石の家のほか、民間が所有、運営している施設として、平成7年に開館して、惜しまれながら8月末で21年の歴史に幕をおろした「北の国から」資料館と麓郷の森があります。ロケセットの拾って来た家と石の家につきましては、テレビドラマの撮影に使用するため、フジテレビが建設し、撮影終了後の平成14年9月に富良野市に寄贈をされております。現在、この2施設については、富良野市が所有し、一般社団法人ふらの観光協会に管理運営を委託しており、本市の観光拠点となっていることから、今後も同様の管理運営を考えているところであります。

次に、「北の国から」資料館の閉鎖に寄せられるファンの声についてであります。

昭和56年から21年間続いたテレビドラマ「北の国から」は、多くの方々に愛され、富良野ファンとして本市に足を運んでいただいていたところであります。資料館は、ドラマの感動を再び思い出すことができる場所でありましたが、8月末の閉館前に、もう一度、富良野を訪れるお客様が多かったことから、また、閉館を惜しむ多くの声が寄せられていることをお聞きしており、今後も「北の国から」は多くの人々の記憶に残っていくものと考えております。

次に、私的財産や所有物の今後についてであります。

「北の国から」は、観光振興を初め、本市に大きく貢献をしていただいたと考えておりますが、それぞれの資料は私的な財産であり、基本的には行政が積極的にかかわることができるものではない、このように認識をしているところであります。

次に、2件目の民生委員についての1点目の実態についてであります。民生委員制度は、大正6年に始まり、来年度で100周年を迎えます。

本市では、昭和44年に、富良野、山部、東山の3地区におきまして、地区民生委員協議会を設立し、平成16年に3地区が統合され、富良野市民生委員児童委員協議会として現在に至っているところであります。民生委員・児童委員が受け持つエリアにつきましては、高齢化が進行する中、統合した平成16年より市内50地区で活動され、平成25年12月からは51地区に改め、現在に至っております。

次に、民生委員・児童委員が担う対象事案の状況であ

りますが、現在の民生委員・児童委員の活動は、地域における調査、実態把握、在宅福祉の介護、生活困窮などの相談支援、要支援者への見守り訪問、要保護児童の発見、通告など、多岐にわたる地域福祉活動を行っております。少子高齢化が進行し、市民の生活や価値観の多様化とともに、地域社会のあり方も大きく変わる中、その役割は、地域に暮らす方々のよき相談相手であるばかりでなく、高齢者の孤独死や児童虐待、配偶者等からの暴力といった新たな社会的課題への対応が求められ、要支援者のために地域や行政、関係機関との連携・調整役としての重責を担い、平成27年度では、相談支援件数が1,268件、支援対象世帯などへの訪問活動回数は1万449回に及び、日々、市民のために活動をいただいているところであります。

次に、民生委員の平均年齢の変遷であります。

昭和52年に54歳であった平均年齢は、平成27年には66歳となり、改選期における平均在任年数は、平成元年の11.5年から平成28年には5.1年となり、民生委員・児童委員の高齢化が進むとともに、在任期間が短くなっているものと認識をいたしているところであります。

次に、2点目の民生委員の担い手対策についてであります。

民生委員の選任におきましては、市民の生活や価値観の多様化、共働き世帯の増加による時間的余裕の減少など、地域社会の変化や市民意識の変化により、地域コミュニティの希薄化が課題となっており、地域の連合町内会での民生委員の推薦におきましても、御本人の承諾を得るのは大変苦慮している地域も見受けられ、地域における福祉課題や民生委員・児童委員の必要性に対する住民の共通理解が必要であると認識をしているところであります。

次に、民生委員のなり手不足の原因を解決する施策の検討についてであります。

民生委員の推薦につきましては、地域に根差した活動が必要であり、連合町内会を通して地域からの推薦を受け、選任をしており、市では、連合町内会と連携をし、必要に応じて民生委員・児童委員の必要性や職務について説明を行っているところであります。

民生委員・児童委員の活動は、地道な活動も多い中、住民一人一人が担い手となり、支え合う地域づくりが求められており、より一層の地域での支え合い意識を醸成し、共有する中から、民生委員・児童委員のなり手を見出ししていく必要があると認識をしております。

次に、民生委員・児童委員が抱える仕事量の緩和策についてであります。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣、北海道知事より非常勤の特別職の地方公務員として委嘱をされ、その職務は、個人情報に関係からも、民生委員・児童委員以

外の方が民生委員・児童委員の職務を直接代行することは困難であります。しかし、地域での見守りなど民生委員の活動の中には、個人の同意が得られれば、民生委員のみに限らず、地域や隣近所での支え合いが可能なこともあることから、地域における福祉活動や民生委員・児童委員活動における課題について意見交換を行い、町内会など地域や関係団体と連携した中で地域福祉の推進に努めてまいります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 続けて、御答弁願います。

選挙管理委員会委員長堀川真理君。

選挙管理委員会委員長（堀川真理君） -登壇-

おはようございます。

広瀬議員の御質問にお答えいたします。

3件目の参議院選挙の検証についての1点目、課題分析についてであります。

平成28年7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙における無効投票は、選挙区選挙での無効総数は483票で、平成25年の635票より減少しております。また、比例選挙の無効総数は783票で、平成25年の524票より増加しております。

無効投票内訳では、選挙区選挙も、比例選挙も白紙の投票が多くなっております。

比例選挙の無効投票がふえた原因としましては、比例選挙の投票用紙に選挙区選挙の候補者名を記入したものと、選挙の直前に党名を変更した政党があったため、変更前の党名を記入したために無効となったものと考えられます。

投票所の設置についてであります。地域の実情を踏まえ、地域の合意を得ながら現在の投票所を設置しております。しかしながら、有権者の高齢化等に伴い、投票所まで自分で行くことが難しくなった方に対する支援を検討する必要があると思われま。

次に、期日前投票所の設置の課題についてですが、市役所に設置の期日前投票所は、投票時のプライバシーの確保、高齢者や車椅子で来られる方のことを考慮し、1階ロビーで行っておりますが、場所が狭いため、複数の投票用紙を交付する場合、投票用紙を一度に渡してまいりまして、有権者が混乱する場合もあると認識しております。

次に、年齢変更が実施された最初の選挙としての総括といたしましては、選挙区選挙の投票率につきましては54.59%で、前回、平成25年の51.23%より3.36%増加しております。今回、選挙権年齢が18歳に引き下げられましたことに伴い、テレビや新聞等で選挙に関する報道が多数あり、有権者の選挙に対する関心が高まり、投票率が上がったものと思われま。

次に、改善要望の把握作業としては、投票終了後に投

票管理者や投票従事者から改善等の意見を集約し、把握しているところでございます。

次に、2点目の課題解決に向けた取り組みについての課題整理と解決方法の検討につきましては、投票所の設置についての課題としては、有権者の高齢化等に伴い、投票所まで自分で行くことが難しくなった方に対する支援策として、巡回バスの運行やワゴン車等を活用した移動期日前投票所の運用について検討を進めてまいります。

期日前投票所の設置につきましては、現在の市役所1階ロビーでは場所が狭いため、投票所の面積や有権者が投票所に来るまでの負担を考慮しながら、新たな設置場所を検討してまいります。

改善要望の把握作業としては、今後は、市民が選挙で気がついたことがあれば、選挙管理委員会にメールや電話、ファクスで連絡できるよう、ホームページや広報等で周知してまいります。

実施目標としてのスケジュールとしましては、期日前投票所の場所につきましては、次回の複数の投票用紙を交付する選挙に向けて、さらに、巡回バスの運行や移動期日前投票所の運用につきましては、次回の選挙に向けて検討してまいります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） それでは、順次、再質問いたします。

最初の「北の国から」のロケ地セットの管理運営については、お答えをいただいたとおりというふうに私も認識しております。ただ、管理運営は観光協会に委託をしているということで御答弁をいただきましたが、屋外に置かれているものでございますので、その保守についてはどのような仕組みで行われているのか、どんな財源で行われているか、そのあたりのところをお知らせいただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長原正明君。

経済部長（原正明君） 広瀬議員の再質問にお答えいたします。

ロケ地セット、今回で言いますと拾って来た家、石の家ということでございますが、こちらについては、市が観光協会に委託をしているということで、収益については全て観光協会に受けております。こちらについては、大きなものは別といたしまして、基本的な補修等については観光協会のほうで実施をすることになってございます。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） まず、いまの御答弁の中身を一度整理させていただきたいのですが、現時点でも入場料

という形で観光協会が窓口で受け取り、いまの部長のお話ですと、その受け取ったお金と、また、支払いやなんかについては触れられておりませんでした、それらのことは全面的に委託しているというお答えと確認してよらしいのかどうか。

それから、いま、大きなものは除いてという答弁がありました。いわゆる指定管理などの場合もそうですけれども、小破、小さなもの、もしくは、運営によって劣化するものについては指定管理料の中で見ますよと。何らかの大きなトラブルがあって、大きな金額の破損だとか修繕がかかるものについては行政が見ますよと、そういう条項をつくられて指定管理をされていることがあると思います。こちらについては、観光協会と富良野市の契約ではそのあたりがどのようになっているのでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長原正明君。

経済部長（原正明君） いま広瀬議員からお話がありましたとおり、小破については観光協会のほうで実施する、大きなものについては協議をするということになってございます。現在のところは、大きな破損といえますか、大きな修繕が必要なものは特に起こっておりません。また、拾って来た家、石の家等については、どんどん新たにすることよりも、現場にあるものを見ていただくということですので、今後、例えば、入り込みのお客様に危険性があるようなことが起こった場合等について協議をしていくということでございます。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） 私自身は、現時点で、観光協会のほうに委託して、その収益を観光協会のほうが活用されているということで問題ないかと思えます。しかし、やはり、行政が所有しているものなので、大きな時間の流れでこの施設をどうやって維持管理していくのか、長い時間、これを大切にしていきたいということになれば、通常で言えば減価償却のような形で修繕費を積み立てるような考え方、もしくは、その財源を手当てするような手法について、その方向性も含めて考えるべきだということに考えますが、見解をお伺いします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長原正明君。

経済部長（原正明君） 広瀬議員の御質問にお答えいたします。

現在、平成27年度でありますけれども、石の家では約8万8,000人、それから、拾って来た家では6万3,000人の方に入場料をいただいて見ていただいているということでございます。今後、これらの推移を見ながら、市も観光協会と協議をしてみたいというふうにご考えております。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） いまの答弁の確認ですが、現時点での考え方は、要は、入り込み数の推移を見て判断するというところだけでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長原正明君。

経済部長（原正明君） そのことだけで判断するのではなくて、現状の施設も含めて、将来的にどうしていくかということについて観光協会と意見交換しながら協議をするということをごさいます、その中で、必要に応じてどう対応するかということを検討してまいりたいと思います。

議長（北猛俊君） 続けて、質問ございますか。

16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） いまの部長の答弁ですが、いまの観光協会との協議は、過去にも、ことしも、毎年、例えば、この人数だとか方向性を含めて定期的に行っているというふうに解釈していいのか、今後そういうことを行うと解釈していいのか、ちょっとわかりにくい答弁だったので、そこを明らかにしていただきたいのです。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長原正明君。

経済部長（原正明君） 御質問にお答えいたします。

入り込み等については、もちろん、毎年、情報交換しております。ただ、今後、施設をどうしていくかということについては、いまの段階では具体的にはまだしていない、今後その話し合いをしていきたいというふうに思っております。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） いま、私がなぜこの部分にこだわったのかということ、冒頭の第1回目の質問のときに触れたように、全国のファンの中では、今回の資料館の閉鎖と、このロケ地セットの施設の閉鎖の情報を混同してしまっているような方も中にはいらっしゃいました。そういった意味では、まさに、今後のロケ地セットのあり方については、私の私有物ではなく、富良野市の市有物であるので、このあり方についてはきちんと情報発信することが必要ではないかという観点から質問させていただいたのですが、そういう取り組みについての見解をお伺いします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長原正明君。

経済部長（原正明君） 広瀬議員の御質問にお答えいたします。

「北の国から」資料館の閉館に伴いまして、石の家、拾って来た家のロケ地セットがなくなるのではないかと、このような情報があったというお話というふうにお聞きいたしました。

こちらについては、市としては、そのような情報につ

いては、一部あったという話は聞いておりますけれども、それが大きな要素とは判断しておりませんでした。ただ、正しい情報を伝えるということは必要でございますので、市といたしましても、観光協会と連携しながら、これらの施設について、今後も管理運営していく、お客様をお迎えするという情報発信はしていきたいというふうに考えてございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） 続いて、「北の国から」ファンの声の受けとめ方ということでお伺いをします。

「北の国から」、それから、倉本先生の作品の中では、富良野3部作と言われるように、「優しい時間」「風のガーデン」という三つのドラマが富良野を舞台としてつくられ、それに関連する施設も富良野にあるかと思えます。以前、北時計という施設が富良野市の所有物としてどう活用していくかという議論の過程の中で、私自身は、「北の国から」「優しい時間」という二つのドラマの中で活用された施設であり、全国的にも思い入れを持っている方がいらっしゃるの、これは十二分に考慮した中で活用方法を定めるべきだとお話をして、また、いま現在、富良野市もそういう形で運用されているというふうに認識しております。

私は、所有が富良野市もしくは私的人物、私的企業であるかは別として、富良野のイメージとしての「北の国から」は非常に大きなものがあるかと思えます。そこで、「北の国から」資料館の閉鎖に伴い、観光協会も含めて、富良野市の核施設が一つなくなったことに関して観光事業者などはどんな思いであるのか、また、市民の声としてどんな方向性であってほしいのか、ある程度リサーチすることが必要かと思えますが、そのあたりについての見解をお伺いします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 広瀬議員の再々質問に、私から少しお答えさせていただきます。

いま、お話があった中で、一つは、「北の国から」が二十数年間にわたって全国に富良野の名をなさしめていただいた、その功績というのは大変大きいものがある、そういう認識を強めているところであります。

いま、お話があった件で、私が所有するものについては、当然、所有者が考え方を持ってやっているわけです。市といたしまして、そこに直接的にお話しするというのは、私は好ましい姿ではないと。御相談があった時点で考えていくべきものであって、所有者がまた新たな考えを持って、「北の国から」資料館をどう継続してやっていくのか、やらないのか、こういったこともまだお話を聞いておりませんので、これから観光協会を含めた中で

そういうお話があれば、市の考え方をお示ししなければならぬ、このように思います。

また、いま、お話があった北時計の関係につきましても、この過程にはお話しできないこともそれぞれあるわけですよ。ですから、私は、いま現在、市が寄附をいただいて、市の建物として活用を図るということで、名称として北時計を継続するというはなかなか困難という状況から別名でやらせていただいている経緯もございます。やはり、市が率先してやれるものとやれないものがありまして、少し間隔を置きながら見てやるのも一つの方法だと私自身は感じておりますので、御質問のあったことを含めて総合的に検討していく必要性があるう、いま、このように考えているところであります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） それでは、民生委員の項目に移りたいと思います。

民生委員の答弁の中で、まず、平均年齢が66歳になったとお答えいただきました。6年前に私がお聞きした平成16年のときも、平均在職が4.1年の59.6歳、平成22年のときで平均在職が5年で62.3歳であったという答弁をいただいております。きょうの答弁の中でも、66歳になっていて、在職が5.12年とお答えいただいたと私は聞き取ったのですが、まず、その点が間違いはないかということ、平均年齢が上がっていった要因、在職年数が上がっていった要因をどのように考えられているのか、再度、お聞きをしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長鎌田忠男君。

保健福祉部長（鎌田忠男君） 広瀬議員の再質問にお答えいたします。

民生委員・児童委員の平均年齢につきましては、先ほど市長から答弁いたしましたとおり、平成27年には66歳、また、平均在任年数については5.1年となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、年齢が上がり、また在職年数が5年になってきた背景でございます。

先ほどの答弁の中にもありましたが、いま現在、民生委員になる方々が市民の生活の中でそれぞれ活躍されております。過去は60歳が定年でありましたけれども、いま現在は社会的に活躍する場が非常に広くなりました。民生委員につきましては、業務的な部分がありまして、どうしても仕事を持っているとなかなかできないような状況もあります。そういう部分も含めて、現役を引退された方が民生委員になるという状況もありまして、全体的に平均年齢が上がってきているのかなというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） 平均年齢のお答えはいただいたのですが、在職年数が伸びている要因についてお伺いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長鎌田忠男君。

保健福祉部長（鎌田忠男君） 失礼いたしました。

在職年数の関係でございますが、ここ近年、平成16年、また、ことしの結果では4年、5年という状況でございます。

もうちょっと過去の部分を見ていきますと、昭和の年代では6.7年、また、平成元年においては11.5年という状況もございました。正直に言って、長くなっているというよりは、高齢になってからこの任につかれて、その活躍する期間が若干短くなってきているという背景の中では、私どもとしましては、単に1年長くなったということではなくて、全体としてはちょっと短くなっている状況であると認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） 私の質問の仕方がまずかったのかなと思いますが、まず、その要因というのは、まさにいま部長が言われたように、昭和の時代の地域のありよう、その当時の平均年齢、さらに、町内会の助け合い意識の醸成の高い時期、それから、いまのように平均年齢が上がって要介護のような方がふえてきたというように、大きな社会の変遷を踏まえて、いろいろなものの中でこの部分を見ていく必要があると思います。

そして、年数が長いとか短いということがいいとか悪いというのではなくて、その分析の視点には、この仕事は本当に大事なことだけれども、受けるのは大変だから、とても2期目は続かない、だから、3年間の委嘱が終わった後にやめられて、その後の引き受け手がないようなことも要因としてあるのか、ないのか。また、部長が答えられたように、私もそう思いますけれども、60歳定年で60歳から年金受給ができる時代から、いまのように65歳にならないと年金を受給できない時代になるなど、いろいろな背景もあると思うのです。そこをどのように捉えてこの担い手不足を解消していく手法を考えていかなければならないのかという意味で、その分析の考え方をお聞きしているのです。

再度、お答えをいただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長鎌田忠男君。

保健福祉部長（鎌田忠男君） 広瀬議員の再質問にお答えいたします。

在任期間の5年間の考え方と背景という部分でございます。

民生委員の皆さんと話したときには、やはり、民生委員活動の基本的な知識、あるいは、地域で相談に乗っていくという部分では、支援を要する地域の方等を含めて、顔を知ってもらうことが非常に大切だというふうにお伺いしております。そういう中で、1期だけやっておりますようだったらちゃんとした支援をしていけるのかという部分では、やはり2期、3期くらいはやっていくほうがいいですよという民生委員のお声を聞いている状況でございます。

そういう中で、5年が短い、長いという部分でございますが、続けて長く引き受けられないのかどうかということにつきましては、高齢になってきて、本人は受けたいけれども、最近ではちょっと体調が思わしくないということで引き受け期間が短くなっているような状況も生まれているのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） いまの部長の答弁で、体調が思わしくないということも一つの理由かと思えます。それでは、体調が思わしくなくなるということだと、例えば、50代の若い人はどうなのか、それから、健康に何らかの不安を抱えるというのは平均年齢で言うと60代後半ぐらいからなのか、そんなことも含めて分析していかなければならないと思うのです。

さらに、先ほどの1項目め、2項目めの質問の中にもあったように、民生委員の対象になる方の人数や事案がある程度ふえてきておりますが、それは、いまの高齢化社会の中で必然的なことなのかなというふうにも思うのです。それこそ、昭和の時代にはなかなか聞かれなかった児童虐待とかネグレクトなど、最近は難しい事案がいろいろふえてきていまして、対象の件数がふえてきていることも含めて分析していかなければなりません。前回の平成22年のときの質問では、活動日数が平均7.6日だったものが、平成22年度には8.5日に伸びているという御答弁もいただいております。

そこで、いま私がお聞きしたような対象事案、対象の内容、そして、活動日数についてどんな分析をされているのか、お伺いします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長鎌田忠男君。

保健福祉部長（鎌田忠男君） 広瀬議員の再々質問にお答えいたします。

活動の対象件数につきましては、平成16年度と平成27年度の状況でいきますと、平成16年度は2,350件ほどの活動対象件数でしたが、平成27年度では1,267件と非常に減

ってきております。ただ、実際に訪問して活動している部分につきましては、平成16年度は6,100回ほどの活動でしたが、平成27年度は、先ほどの答弁にもありましたように、1万449回の活動ということで、それぞれの事案に対して細かく訪問して活動しなければならない状況が生まれてきているのかなというふうに分析しているところでございます。

あわせて、活動の内容につきましても、高齢者については、介護保険制度が進みましてケアマネジャーや介護支援専門員の相談等を受ける方も非常に多くなってきておりまして、そういう部分では高齢者の相談は減ってきているような状況であります。それに対して、家族関係の相談については、平成27年度は210件ほどありまして、平成16年度に比べて90件ほどふえてきております。ですから、相談内容についても、いままでのように単に高齢だからということだけでなく、子供の課題あるいは家族関係の課題など、非常に複雑化してきている状況にあると見ていただいております。

また、活動日数につきましては、1人当たりの活動日数を計算してなくて申しわけございませんが、平成27年度は全員で6,717日の活動を行っております。平成16年度は4,857日でございますので、訪問活動がふえているのと同じく、活動日数も非常にふえているという状況になってございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） それでは、担い手対策の手法についてお伺いします。

いま、どういう分析をされているのかということをお聞きしたのは、まさに、担い手対策不足にどう手を打っていったらいいのか、その解決策がここにあるというふうに私は考えていて、少し細かく質問させていただきました。先ほどの市長からは、民生委員の制度が持つ意味合いをしっかりと説いて、住民に理解をしていただき、そして、みんなで助け合っていただくことが大事だ、それについて取り組みたいという答弁をいただきました。私は、そのことはもう第一義として間違いのないことですし、きちんとやっていかなければならないと思いつつも、ただ、この時代の変遷の中であらわれてきたことについては、新たな解決手法も模索する必要があるのではないかというふうに思います。

民生・児童委員は、厚生労働省の制度ではありますが、民生委員法を見ると、その定員枠については都道府県が条例で定めることになっています。そして、市町村と意見交換をしてその定員枠を決めなさいということになっています。つまり、例えば、複雑な事案があつて1件当たりの負荷が多いのであれば、定員をふやして事細かくしたほうが良いという情報を市から道のほうに上げて、

条例を改正して定員をふやしてもらうような動きをするとか、ほかに、現時点では75歳で更新しないところを、1期に限って更新してベテランの力をかりているところがあるとか、あるいは、先ほど私が質問の中で述べたように別の組織の力をかりるという方法もあると思います。

やはり、これからは、意識の高揚だけではなくて、そのあたりも具体としてやらないと担い手が不足すると考えますが、見解をお伺いします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長鎌田忠男君。

保健福祉部長（鎌田忠男君） 広瀬議員の再々質問にお答えいたします。

民生委員の定数につきましては、道が条例を持ちまして定数を定める形になってございます。この定数につきましては、国が一定の基準を示しておりまして、人口10万人未満の市については、120世帯から280世帯につき1人の民生委員・児童委員を配置するという考え方になってございます。

富良野市におきましては、いま現在、おおむね210世帯につき1名ということですが、民生委員の活動状況、また支援対象者世帯の状況を踏まえて、現在、51地区という形で進めておりますので、実情に合った中で対応させていただいているところかと思っております。

また、民生委員・児童委員の年齢制限の部分でございますけれども、こちらにつきましても、当初、新任は65歳、再任は75歳までと規定しておりました。しかし、現状を踏まえて、また、非常に高齢になっても元気に活躍していただけるような状況もございますので、いま現在、新任についての年齢制限は廃止をしております。再任についても、できる限り75歳という規定は持っておりますが、75歳できちんと切るような形はとっておらず、市民の皆さんの協力をいただいた中で進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 以上で、広瀬寛人君の質問は終了いたしました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時01分 開議

議長（北猛俊君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の議事を続行いたします。

次に、水間健太君の質問を行います。

11番水間健太君。

11番（水間健太君） -登壇-

さきの通告に従い、順次、質問いたします。

まち・ひと・しごと創生事業が本格化し、本市においても、第5次富良野市総合計画後期計画へ反映し、これからの展開が期待されるところです。特に、農業と観光を基幹産業とする本市においては、農業の振興、発展のための対策と同等に、観光分野への迅速かつ効果的な対策が必要だと感じております。国の進める政策、為替市場のさまざまな要因により、外国から日本を訪れる外国人が急速に増加し、ことしは、過去最高だった昨年よりも上半期で28.2%増加の約1,171万人という報告がされています。また、本市への来訪者も、2011年以降、大幅に増加していて、2011年には外国人の宿泊客数が1万9,457人だったのに対し、2015年には7万7,194人と約4倍になっています。

ことしは、観光スポットだけではなく、市内各所を徒歩や自動車で移動している外国人が多く見受けられ、広い範囲を徒歩で移動することは、地域住民と直接触れ合う機会もふえ、飲食を初め、消費の促進にもつながることから、国際観光地づくりを推進する本市にとって、これは最良の機会であると感じています。

この機会を最大限生かすためには、後期基本計画にもあるように、海外観光客のニーズ把握と受け入れ基盤の整備を早急に進める必要があります。海外観光客の消費拡大を図ることは、市内事業者の安定につながりだけではなく、起業や雇用の促進など本市にとって大きなメリットがあると考えます。

先月、北海道から、富良野市を海外投資モデル地域に選定したとの発表がありました。これは、北海道が地方創生事業の一環で進める投資先導型グローバルビジネス推進事業の受入態勢支援型委託事業のことだと認識しております。この事業をきっかけに、海外観光客が安定して来訪する仕組みと、海外企業などによる投資の受け入れ体制が強固に整うことができれば、国内でも有数の国際観光地となるための基礎につながると思います。

しかし、不用意で過剰な投資の受け入れは、地域の未来にとって大きな不安要素になりかねないことだとも感じます。国際観光地として先進地でもある二セコエリアの倶知安町では、不在不動産所有者の増加に伴い、町民のみならず、旅行者に対して、快適で質の高い環境の提供を維持することが困難になってきていることから、高い満足を持続的に得られる世界水準の観光地づくりを目指し、地区にかかわる人々の主体的な取り組みを支援する倶知安町二セコひらぶ地区エリアマネジメント条例を2014年に制定し、行政と住民が一緒になって観光政策を進めていくために体制を整えてきています。

本市においても、国際観光都市を目指すに当たり、明確な地域の将来像を地域住民と共有していく必要がある

と思います。また、土地取引や開発行為などの投資と、富良野の財産である景観や環境の保護をバランスよく進めていく必要があり、一定の規制や容量制限なども視野に入れ、外資と地方の双方にメリットのある協力関係を構築していかなければならないと考えます。

そこで、1件目は、海外投資モデル地域の選定についてお伺いします。

投資先導型グローバルビジネス推進事業、委託業務企画提案指示書によると、参加表明書の提出期限が平成28年7月29日、企画提案書の提出期日が8月18日、委託期間が平成29年3月17日までとなっています。この企画提案指示書は、委託業者へ対するものと認識しております。本市がその受入態勢支援型の地域として選ばれたと発表があったのが8月1日だったと記憶しておりますが、本市がモデル地域として選定された経緯についてお伺いいたします。

次に、事業概要について、3点お伺いいたします。

1点目に、本事業の推進に当たり、事業主体はどこになるのか。

2点目に、本事業の概略についてお聞かせください。

3点目に、事業完了までどのようなスケジュールとなっているのか、お聞かせください。

次に、役割分担について、2点お伺いします。

1点目に、本事業の推進に当たり、担当する本市の部局はどこになるのか、また、その対応とその他部局との連携についてお伺いいたします。

2点目に、本事業推進に当たり、北海道、富良野市、委託事業者の立ち位置について、それぞれがどのような立場で進めていくのか、お伺いいたします。

続いて、2件目は、海外観光客の受け入れ体制の整備についてお伺いいたします。

総合計画、総合戦略では、国際観光地づくりの推進として、海外観光客のニーズの把握を初めとして、積極的な誘客を図るとしています。日本への訪日外国人の増加に伴い、本市への海外観光客も増加傾向にあり、現状、多くの外国人が市内を回遊しています。特に、中心市街地を徒歩で観光する方も多く見受けられ、これは消費拡大の機会であるとともに、ニーズ調査の絶好の機会であると感じます。

そのような中で、地域住民とかかわる機会をさらにふやすことと、市内事業者への訪日外国人への対応に関する支援を行うことは、本市にとっても大きなメリットとなり、海外観光客にとっても快適かつ安心して旅行ができることにつながることから、リピーターになってもらえる可能性も広がるのではないかと考えます。

そこで、海外観光客の受け入れ体制の整備についての進捗状況と今後の取り組みについて、3点お伺いいたします。

1点目は、海外観光客のニーズ把握の進捗状況と今後どのようにニーズ調査を行っていくのか、お伺いします。

2点目は、総合計画には、市民が積極的に外国人と接する機会をつくるとありますが、市民と海外観光客が接する機会はどのように確保されているのか、お伺いいたします。

3点目は、今後どのように受け入れ体制の整備に取り組んでいくのか、内容とスケジュールについてお伺いいたします。

次に、海外観光客が中心市街地などを回遊している現状について、2点お伺いします。

多くの海外観光客が中心市街地を中心に回遊している中、それぞれの店舗がどのような対応しているか、聞いたり見たりしているところでは、多言語のメニューや値札などで対応するところ、入店はさせるが、どのように対応しているかわからないので、何もしていないところ、入店も拒否しているところなど、それぞれの店舗により異なります。また、対応はするが、時間がかかるので、できれば来てほしくないと言っている店舗もありました。共通していることは、その対応については個別の店舗では限界があり、文化の違いや接客の仕方がわからず、どのように対応するのがベストなのかわからないということです。

しかし、これだけ多くの海外観光客が中心市街地を歩いていることは消費拡大のチャンスであり、その消費を最大限引き出すことができれば、本市にとっても大きなメリットがあると思います。個別の店舗の努力である点も理解をしますが、海外観光客の消費の促進を図るため、市が包括的・具体的施策を推進する必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、2点目、総合戦略で、具体的な事業としてわかりやすい案内誘導看板で海外観光客の積極的な誘客を図るとありますが、消費促進のためには、看板だけではなく、時代に合った効率的に誘客する仕組みが必要であると考えますが、見解をお伺いし、1回目の質問を終わります。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

水間議員の御質問にお答えいたします。

1点目の海外投資のモデル地域の選定についての1点目、経緯についてであります。

北海道は、海外から本道への投資を促進するため、地方創生推進交付金を活用した投資先導型グローバルビジネス推進事業の中で、海外投資受け入れのモデル地域を道内からおおむね3市町村を選定し、海外プロモーションの実施や、投資家招聘受け入れ体制づくり等のサポートを行うとともに、日本貿易振興機構などと連携して相

談体制を強化し、フォローアップの充実を図ることとしているところであります。

こうした中、北海道は、本年6月22日付で、道内市町村に対して、海外からの投資受け入れに向けた計画案の募集を行ったところであります。本市では、近年、外国人観光客の増加とあわせ、外国資本による開発計画や建物建設の相談など、海外から投資に関するニーズが高まっていたため、海外からの投資に対する受け入れ体制の確立を図り、定住・交流人口の増加による地域活性化と雇用の確保を図ることを目的に、6月30日に海外からの投資受け入れに向けた計画案を北海道に提出し、8月1日付で受け入れ体制づくりのモデル地域として選定をされたところであります。

次に、2点目の事業概要についてであります。

事業主体は北海道であり、事業内容は、北海道が本市に対して効果的な情報発信や受け入れ体制の課題解決に向けた提言を行うこと、外資誘致の専門家を派遣して研修会を開催すること、提言を踏まえた必要な支援を行うこと、投資対象物件や投資優遇措置に係る英語版データ集を作成することなどであり、北海道が専門知識を有する事業者へ委託することとなっております。

また、事業完了までのスケジュールにつきましては、今後、北海道及び委託事業者と協議の上、本市における現状、課題把握と方策の提言、専門家派遣による指導・助言、その他、提言を踏まえた必要な支援やサポートについて、平成29年3月に開催予定の北海道が主催する産学官連携会議において、委託事業者が事業効果や今後の課題等について報告し、事業が完了をいたします。

なお、事業完了後も、引き続き、北海道と連携をしながら、海外からの投資受け入れの体制づくりに努めていきたい、このように考えているところであります。

次に、3点目の役割分担についてであります。

本事業の本市の担当部局は、企業誘致に向けた施策や制度、土地利用などの総合調整を担う総務部企画振興課であります。その対応として、今後、北海道及び委託事業者と協議の上、具体的な取り組みを詰めるとともに、他の部局との連携については、本年7月19日に、企業立地への対応による産業振興と雇用拡大を目的に設置した富良野市企業立地庁内連絡会議の中で情報の共有を図ってまいりたい、このように考えているところであります。

また、北海道、委託業者、本市それぞれの立場ではありますが、北海道は事業主体としての発注者側であり、委託事業者は業務を請け負う受注者側であり、本市はモデル地域として選定された市町村として、海外投資に関する課題、まちづくりの方向性、これまでの取り組み内容について意見反映をし、海外投資による地域のトラブルを未然に防止し、定住・交流人口の拡大による地域の活性化と雇用の確保を図っていきたい、このように考えて

いるところであります。

2件目の海外観光客の受け入れ体制の整備についての1点目、推進状況と今後の取り組みについてであります。

国は、観光は成長戦略の大きな柱の一つであり、地方創生の切り札として積極的に取り組みを進めていくものという考えのもと、海外観光客の目標数を2020年に4,000万人、2030年には6,000万人と設定をしたところであります。

本市といたしましても、この国の方向性に合わせ、海外観光客の受け入れを進めることにより、観光による経済活性化を進めてまいりたいと考えております。沿線1市4町1村で構成します富良野・美瑛広域観光推進協議会では、海外観光客の新規開拓を進めており、現地での旅行博覧会において、直接、旅行の動向の調査を行うとともに、現地旅行会社との意見交換による実態把握も行っているところであります。また、政府観光局からの情報収集や市の海外担当嘱託職員による旅行会社への聞き取りも行い、成果を上げていることから、今後も同様の手法により取り組みを進めてまいりたい、このように考えているところであります。

次に、市民と海外観光客が接する機会の確保についてであります。

冬期間の取り組みとして、パーティー形式によるまちなか交流イベントを開催し、市民と海外観光客の交流や、地元文化に触れる機会を提供していくとともに、地元高校生の協力により、茶道の体験や、海外観光客と一緒にスキーを楽しむスキーホストなどに取り組んでいるところであります。また、市内飲食店では、独自で海外観光客との交流の場を設けるところもあるなど、さまざまな形の中で交流の機会が確保されているものと認識をいたしているところであります。

次に、今後の受け入れ体制の整備についてであります。

一つ目は、平成29年度に国が認定するブランド観光圏の認定要件に従い、パンフレットやウェブサイトの多言語化、外国人スタッフの配置、市内2次交通の充実、標識サインを整備するなど、引き続き海外観光客の受け入れ対応に取り組んでまいります。

二つ目には、海外観光客を含めた本市の観光全体をマネジメントする組織としてのふらの版DMOの設置について、関係団体と連携を図りながら検討しているところであります。

三つ目には、本年度、本市を訪れた海外観光客が宿泊先から市内を移動するための2次交通の調査を行う予定であります。

また、引き続き、海外観光客の満足度向上に向け、小学校の外国語授業を活用した異文化理解や、市民講座による語学研修など、市民の海外観光客の受け入れに向けた意識の醸成に努めてまいります。

次に、2点目の海外観光客が中心市街地などを回遊している現状についてであります。現在、フラノ・マルシェを拠点施設として、まちなかを回遊する海外観光客はふえていると認識をしているところであります。このような現状の中、消費拡大に向け、消費税免税に取り組む店舗があるとともに、市としては、従業員向けの語学研修会の開催、外国語表記の協力などについて対応しているところであります。

しかし、海外観光客の受け入れを望まない店舗もあることから、観光協会や商工会議所などと連携をしながら、海外観光客の消費拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、消費拡大に向けた効果的な誘導についてであります。現在、商工会議所では、海外観光客のまち歩きに向けた環境整備の検討を行っていることから、これと連携を図りながら海外観光客のまちなか回遊を誘導してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上であります。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

11番水間健太君。

11番（水間健太君） それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、1件目の海外投資モデル地域の選定についてなのですが、これからは、北海道と委託事業者と本市が協力して調査を進めていく、体制を整えていくというような答弁をいただきました。本事業によってある一定の方向性が示されると思うのですが、その方向性と、本市の事業完了後の外資の受け入れ体制の基本的な考え方というものは同じものになるのかどうか、見解をお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

企画振興課長西野成紀君。

企画振興課長（西野成紀君） 水間議員の御質問にお答えいたします。

今回、富良野市は、海外投資モデル地域に選定されましたけれども、本市といたしましては、今後の海外投資のニーズに関して、このような投資家はどのようなニーズがあるか、投機目的なのかどうか、まずそうした情報収集を行うことと、あわせて、受け入れのためのさまざまなノウハウが蓄積されていないので、その蓄積が必要であり、あわせて、海外の資本進出に際しては文化の違いによるトラブル、あつれきへの対応も必要であります。このようなことから、今回、応募し、そして、選定を受けたものでございます。

今後、道、委託業者、市と三者の連携の中で協議を行っていきますけれども、こうした富良野市が抱えている課題等の意見反映を図り、事業完了後には、基本的に道が考える海外資本の促進と富良野市が考える受け入れ体

制の整備について整合性を図って話し合いを進めていきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

11番水間健太君。

11番（水間健太君） それでは、次に移ります。

海外観光客の受け入れ体制の整備について、進捗状況と今後の取り組みについてはただいま説明いただいたことで理解いたしました。海外観光客が中心街などを回遊している現状についての1点目で、消費拡大に向けて具体的な施策を講ずるべきと考えるかという質問に対しては、市長のほうから外国語表記の支援を行っているとお伺いいたしましたけれども、この具体的な内容について御説明をお願いします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長原正明君。

経済部長（原正明君） 水間議員の御質問にお答えいたします。

商店の皆さんの外国語表記の支援ということでございます。

現状では、個店のほうから、こういう形で外国語表記をしたいので、それについて指導してほしい、あるいは手伝ってほしいという申し入れを受けまして、そのお手伝い支援をしているという現状でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

11番水間健太君。

11番（水間健太君） 了解しました。

続いて、効率的に誘客する仕組みのほうで再質問させていただきます。

観光庁の外国人旅行者に対する調査では、旅行中に困ったことという問いに対して、無料公衆無線LANの環境と答えた人が36.7%、地方部に限れば50%と、全項目の中でも圧倒的に高い数値となっています。12月の定例会でも質問させていただきましたけれども、私も、無線公衆LANの整備は多額の費用と時間がかかってしまうために難しいと思っています。

しかし、観光案内所にあってほしいサービスはという問いに対しても、無料公衆無線LAN環境の情報というのが45.1%で、地方部に限れば49%と、高い割合となっています。一方、ピクトグラムだったりサインが少ないと答えている人が、地方部においては1%、わかりにくいと言っている人が4%です。先ほど、市長は、今後はサインや看板などの多言語化に努めていくと言っていましたけれども、もちろんこれも必要だと思うのですが、無料公衆無線LANに関して、整備はできなくても、民間でも無料開放しているところがかなりふえてきている現状がありますので、行政や民間で無料開放している場所や、SSIDなどの情報をまとめたパンフレットがあ

ったり、あるいは、ウェブで情報提供できれば海外観光客の満足度も上がると思いますし、中心市街地の回遊促進や市街地以外へ誘客するきっかけにもなるのではないかとこのように考えています。ほかにもそういう体制を整えれば、各種イベントでも活用できますし、さまざまな施策に役立つのではないかとこのように思っています。ですから、国内外の観光客に一括した情報提供することは、市が先頭に立ってやるべきことだと私は思っています。

12月の定例会で同じような質問をさせていただいたときは、無料公衆無線LANに関する一括した情報は市では出していない、それぞれが自己で行うべきものと答弁されていますが、その見解についてはいまま変わっていないか、確認をお願いします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長原正明君。

経済部長（原正明君） 水間議員の御質問にお答えいたします。

観光客、特に海外の観光客が観光地を訪れてどんな問題が起こるかというようなことでの私どもの基本的な理解ですが、言語、言葉、Wi-Fi環境、それから、カードの利用、地域内の2次交通というようなことが支障になる、あるいは、問題になると理解しております。

そういう中で、Wi-Fi環境については、昨年12月の答弁で、基本的には事業者のお考えのもとにというようなお話をさせていただいたと思いますけれども、そちらが基本になることについては現状でも変わっておりません。ただ、いま申し上げたとおり、Wi-Fi環境については大きな課題でございまして、現在、商工会議所のほうで、まち歩きナビゲーション開発事業という補助事業で調査を実施しているところでございます。この中で、いまお話が出ているような環境整備、あるいは、どんな情報があったらいいのかということについて調査をすることになってございますので、そちらの調査の結果を含めて、改めて商工会議所と協議をしてみたいというふうに考えてございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 以上で、水間健太君の質問は終了いたしました。

次に、後藤英知夫君の質問を行います。

14番後藤英知夫君。

14番（後藤英知夫君） -登壇-

さきの通告に従い、順次、質問いたします。

まちづくりや観光開発に伴うルールづくりについて伺います。

富良野市は、東に十勝岳山系、西に芦別岳、富良野西岳などを有し、日本のスイスと称されるような美しい山

岳景観があり、広大な大地で栽培される農作物が織りなす田園風景など豊かな自然環境に恵まれ、市民の快適な生活の確保や、富良野を訪れる観光客などに対して大きなまちの魅力となっています。第5次富良野市総合計画の基本理念でもある「富良野の魅力や強みを活かし創造するまちづくり」を推し進めることで、さらなる富良野の魅力度の向上が図られ、市民がより暮らしやすく、交流人口の増加、移住・定住の促進にもつながるものと考えます。

平成2年には、豊かな自然環境の保全や乱開発防止などを目的に、富良野らしさの自然環境を守る条例が制定され、創造的な田園都市をまちづくりの基本として、自然環境や景観を維持していこうとしています。条例では、特定地域においては1,000平方メートル以上、その他の地域では3,000平方メートル以上の宅地造成や地形の変更等、延べ面積700平米以上または3階以上の指定建築物、指定された事業などについて、事業者は事業の内容について市長に事前協議するとされ、関係住民との合意を得ることともされています。

現時点で大きな問題やトラブルはなかったと認識していますが、道内では、これまでニセコ周辺町村などで行われていた国内外の資本による開発行為や不動産取得が富良野に進出してくるといった話もあり、まちにとっては、経済の活性化や雇用促進、観光振興の面からも開発を進めることは重要であります。富良野の最大の魅力である自然環境をどう保全していくか、バランスが肝要であり、今後の対応やまちづくりの観点からも新たなルールづくりが必要と考え、次の3点について伺います。

1点目は、周辺の自然環境や景観との調和を考え、景観を阻害するような高い建築物や外部の色彩、形態の制限、また、大きな施設等の建設時には一定程度の緑地帯を設けるなど、市民や外部からの意見を取り入れた上、ルールづくりをしていくべきと考えますが、見解を伺います。

2点目は、富良野市都市計画マスタープランの中でも、特定用途制限地域における建築物等の制限がなされていたり、北の峰地区周辺の森林の保全、維持を図るとされ、また、一部の低層住居専用地域では、建築物の高さの限度も定められていて、都市計画区域内においては一定のルールや目標は示されていますが、農村部を含めた他地域において、その特徴を生かし、守っていくための地区別、エリア別の基準ルールづくりについての考えを伺います。

3点目は、外国資本による土地利用行為や不動産取得は、経済の活性化や外国人観光客誘致も期待できる反面、その後の転売などにより、所有者不明や不在地主に対しての税の徴収などの問題や、外国人が移住する場合、習慣の違いから地域におけるごみ処理の問題や町内会等

のトラブルもあると聞きます。今後には備え、対応策、ルールづくりが必要と考えますが、現在の状況と今後のルールづくりについて伺い、1回目の質問といたします。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

後藤議員の御質問にお答えをいたします。

1件目のまちづくりや観光開発等に伴うルールづくりについての1点目、市内の建築物の高さ等についてであります。

現在、富良野市の都市計画区域内に関しては、建築基準法による道路斜線制限や隣地斜線制限等により、建築物の高さに関して一定程度の制限が設けられています。また、良好な住宅地の形成と住環境の保全を目的として、地区計画条例により建築物の高さ等に制限を設けている地区もあり、これら建築基準法や地区計画により、都市計画区域内の建築物の高さに関しては一定程度の規制がされているところであります。また、富良野らしさの自然環境を守る条例の規定に基づき、3階以上の建築物を建築する際には、付近住民に事業概要を説明した上で、同意を得ることとしております。

なお、都市計画区域外における一定規模を超える建築物等の建設や開発行為については、今後、他市の事例等を調査して研究してまいりたい、このように考えているところであります。

次に、2点目のエリア、地域別の基準、ルールづくりについてであります。

用途地域内においては、建築基準法により、用途区域別の土地利用に関する用途を制限されており、さらに、地区計画条例により、建築基準法に定める建築物等の制限に加えて、建物を建築する際の敷地の最低面積等、地区ごとの居住環境や適正な都市機能と健全な都市環境を保全することを目的とした地区計画を設けている地区もございます。また、用途地域指定のない都市計画区域につきましては、条例によりリゾート産業地区、田園居住地区、主要幹線道路沿道地区の三つの特定用途制限地域を指定し、それぞれに建築物等の用途や規模に制限を設け、地域ごとの周辺環境の保全に努めております。さらに、富良野市内で実施される開発等の事業者には、都市計画法に基づく開発行為の許可制度、富良野らしさの自然環境を守る条例に基づき、環境に影響を受ける関係住民に対しての合意形成を指導しているところであります。

しかしながら、近年、急増する投資家等による道内観光地での大規模開発に鑑み、富良野市においても、自然環境の保全や無秩序な乱開発を防止する必要性を認識しているところであり、このことについては、都市計画マスタープランとの整合性や地域別の土地利活用の変化に

対応した特定用途制限地域の見直しや、地区計画等により建蔽率等の独自制限を設け、敷地内に空き地の確保を図るなど、地域の特徴を生かした自然環境の保全等を視野に入れ、地域別の一定のルールづくりを検討してまいりたい、このように考えているところであります。

次に、3点目の外国資本の不動産等の取得に対する考え方であります。

近年、倶知安町比羅夫地区では、外国資本によるコンドミニアムが建ち並び、アジア各国の富裕層をターゲットにした高級別荘が次々と売れ、地価が昨年より20%上がるなど不動産の高騰が続く状況にあります。一方、同地区では、不在不動産所有者の増加に伴い、町民のみならず、旅行者に対して快適で質の高い環境の提供を維持することが困難になってきていることから、同町では、平成26年10月、ニセコ比羅夫地区内の良好な環境や地区の価値を維持・向上させるための地区住民等による主体的な取り組みを行う倶知安町ニセコひらぶ地区エリアマネジメント条例を制定しているところであります。

本市におきましては、外国資本による宿泊施設等の建設がある場合は、富良野らしさの自然環境を守る条例に基づき、関係住民に対し、あらかじめ当該事業計画の内容について周知するとともに、関係住民の同意を得るように周知しており、昨年度は同条例に基づく外国資本による届け出が4件ございました。

今後とも、外国資本に限らず、当条例に基づく開発行為や建物の建設がある場合は、関係住民へ説明し、理解を得るようにお願いするとともに、ごみの分け方・出し方ガイドブックに基づく排出ルールやマナー、町内会加入促進マニュアル案に基づき、町内会の意義について丁寧に指導していく考えであります。

また、倶知安町で制定いたしましたニセコひらぶ地区エリアマネジメント条例についても、さらに調査研究をしてまいります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

14番後藤英知夫君。

14番（後藤英知夫君） まず、1点目、2点目について伺いたしたいと思います。

いま、市内の建物などの制限に関しては、今後、研究していく、また、エリア別、地域別の基準やルールづくりについては検討していくというような答弁だったかと思えます。

富良野のほうでも、もう既にさまざまな資本の中で開発行為が進んできているかと思っています。そんな中では、スピード感があるような調査、また研究をしていかないと、これはなかなか難しい問題があるかと思っています。というのは、いまもいろいろな条例がありましたけれども、その条例では余り拘束力がなくて、最終的には

国の法律に基づいた形になるというようなお話も聞いています。そうすると、いま、まち場ですと余り大きな敷地がないですからそこそこの建物しかできませんけれども、大きな敷地ができた場合には、周りのこともあったり、道路からの距離があったり、いろいろあるかもしれませんが、高い建物を建てる可能性があるかと思っています。私は、もちろん開発行為も必要だと思っていますけれども、富良野に似合ったような高さが必要だと思っています。

そんな中で、最近、市街地、また、御畔地区にホテルが建つというようなお話を聞いていますけれども、そのホテルに関する状況なり、把握していることについて伺いたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 後藤議員の御質問にお答えいたします。

いま、後藤議員が御質問された市内及び御畔地区のホテルについては、まだ正式に協議がございません。したがって、どの程度の大きさの建物が建つかということについては、事業者からの申請をもってこれから対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

14番後藤英知夫君。

14番（後藤英知夫君） ルールづくりについてですけれども、私の思いというか、いまの市長の答弁の中にも十分入っていたと思うのですが、やはり、開発と自然環境の保護、景観の保護、このバランスが大事だと私は思っています。そんな中で、例えば、まち場ではなくて違う場所だと、いまの規則だとか条例、あるいは法律に照らし合わせて、広い敷地の中に大きな高い建物を建てる可能性はあるかと思っています。そうなったときに、いまのところは抑えるものがない、私はそんなふうに思っています。

それで、新しいルールをつくり、事業者たちにも理解や協力を求めて、それが富良野のルールだということを浸透させていながら富良野のまちづくりをしていかなければと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 後藤議員の御質問にお答えいたします。

後藤議員が思っているとおりのとおりだと思います。いま、るる御説明を申し上げたとおり、開発行為にしても、らしさ条例にしても、我々市としては、住民の合意を前提に事業を行っていただくということを事業者に浸透させていっているつもりですし、これも成果を上げて

いるものだというふうに認識しております。

したがいまして、ルールづくりの必要性は認識しつつも、余り強制力が働くと、違った意味で、個々の住宅等についても非常に規制がかかってしまったりする弊害も懸念されますので、その辺については、今後、慎重なルールづくりということで調査、検討していきたいというふうに思っております。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

14番後藤英知夫君。

14番（後藤英知夫君） ルールづくりの中で、拘束できないというのは私もある程度聞いたこともありますし、勉強させてもらったこともあります。ですから、先ほど申し上げたように、ルールづくりをした中で、事業者を理解と協力を求めて、それを富良野のルールとして浸透させていくことが必要でないかと私は思っていますけれども、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） いまの後藤議員の御質問にお答えします。

ルールをがっちりつくって、さあ、来てくださいというのでは、これは来ないのです。まず、その点は、これからの行政のあり方として十分検討しなければならない問題で、研究するという部長の答弁であります。

過去に、昭和62年にリゾート法ができて、富良野市ほか8町村が北海道でただ1カ所指定されました。当時、私は企画課長をやっている、大京という事業者から540億円で御料地区につくりたいという申し出がありました。これは、議会が真っ二つに割れましたが、最終的にはやめたということにいたしました。御料地区の該当する住民にとっては死活問題だったのですが、でも、やめた経緯があります。

現在、そういう状況が続いてきて、しからば、後藤議員の質問のとおり、まちづくりは住みやすい環境だけをつくっていればいいのか、こういう問題があります。一つは、基本はやはり農業と観光ということですが、新しい産業的なもの、あるいは、それに従事する企業というものも、私も職員上がりでいろいろ努力いたしました。この内陸の中ではなかなか来ません。

そういうことを考えたときに、現在、富良野市の大きな農業と観光という中で、観光でそれぞれ雇用を確保できるような状況になれば、人口増につながって若い人がUターンしてくる場合もあるでしょう。こういうことでまちをつくっていく大きな柱になる状況もございますから、いま、後藤議員が御質問のことも十分踏まえて、将来のまちづくりを考えていかなければなりません。ですから、当然、議会のほうでも、そういう状況の中で活発な御提言をいただきながら進めていくことを考えるべき

でないか、このように考えております。

個別の規制的な問題ということで、いま事業展開しようとしているものについては、先ほど部長が答弁されましたとおり、まだ正式に市に提出されておりませんので、出てきた時点で、それらを十分踏まえた中での状況づくりを考えていかなければならない、このように考えております。そういった点で、ひとつ理解を賜りたいということでもあります。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

14番後藤英知夫君。

14番（後藤英知夫君） いま、市長の言われたことは、私ももっともだと思っています。

ただ、やはり、開発は開発でしていただければ富良野の活性化にもなりませんし、私はそれを否定しているわけではないのです。ただ、いまの決まりの中で、このまま富良野の景観を維持していけるのか、いま、そういう心配がありますけれども、維持していくという意味ではどういうふうにお考えでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 後藤議員の御質問にお答えいたします。

景観につきましては、極めて主観的な要素が多く、ある景観について、これは富良野らしい、ある方にとっては好ましくないなど、多分、いろいろな意見が飛び交うと思います。一概に景観をどのようにしていくかというのは、我々も非常に難しい問題だというふうに認識をしております。そういった意味で、これから調査研究をしていき、いま、市長の答弁にもありましたとおり、議員の方々からの提言も受けながら慎重に検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

14番後藤英知夫君。

14番（後藤英知夫君） 検討していただくということでもありますけれども、検討する上で、自分としては、観光地富良野にとっては外からの意見とか目というものが大変重要だと思っています。そういう点では、外部の意見を十分に取り入れるような検討なのでしょうか、それとも内部でというお話でしょうか。

例えば、市外の方からの意見を受けた中でルールづくりを検討するのかがというお話です。市民以外の有識者の意見を取り入れた中で検討されるのかという質問でございます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 後藤議員の御質問にお答えします。

どのような形になるかということも含めて、まだ検討途中でございますので、研究、検討をするメンバーについては今後の課題とさせていただきますと思います。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

14番後藤英知夫君。

14番（後藤英知夫君） 3点目の海外の投資による開発等について質問させていただきたいと思います。

先ほどの水間議員の質問の中にもありましたように、北海道から、海外からの投資に係るモデル地域の指定を受けたということで、先ほど、その中で受け入れ体制の整備を図りながらノウハウを蓄積していきたい、そんなような答弁がありまして、確かに、それによって蓄積はされていくでしょう。また、もう一つ答えとして、倶知安町などの先進地に行って調べるとも答弁されていました。

ただ、トラブルとかの回避に関しても、モデル地域の指定されることによってできるのかということ。海外からの投資に係るモデル地域の指定によって受け入れ体制の整備を図るとなっていますけれども、トラブルに関しても、その中で解決できるというか、勉強していくのかということ。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

企画振興課長西野成紀君。

企画振興課長（西野成紀君） 後藤議員の再質問にお答えします。

先ほどの水間議員への答弁でも、海外からの投資に関するモデル地域ということで、富良野は受け入れ支援型として北海道から選定を受けたわけでございます。海外からの資本が富良野に入ってくることで懸念されるさまざまなこと、また、不安に思うことも想定されます。そうしたことにつきましては、今後、北海道のほうにも伝えながら、どのようなノウハウ、どのようなことで対応が可能なのか、また、そうしたことを英語版として訳してもらおうような資料の作成、そうしたマニュアルも含めて、モデル地域となった以上、受け入れ体制が整うように意見反映をしていきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

14番後藤英知夫君。

14番（後藤英知夫君） いままで、ルールづくりということで質問させていただきました。私の考えは、富良野らしさを失った中での開発というのは将来的に好ましくないだろう、そんな思いがあります。私も富良野らしさという言葉を使っていますけれども、どうも抽象的でありまして、議会の中でもたびたび出てきていると思えますけれども、もし市長のお考えがあるのであれば、富

良野らしさということに対する定義というか、いまの気持ちを伝えていただければと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 後藤議員の再質問にお答え申し上げます。

富良野らしさの条例をつくったときには、大変苦慮した状況がありました。富良野らしさということでは、先ほどの後藤議員の質問の中にもありましたけれども、自然景観の中で、特に森林景観あるいは田園景観といったものが富良野の大きな特色であります。ですから、田園らしさあるいは森林らしさ、これを包含する中で富良野らしさという表現をして条例をつくったという経緯がございます。

しかし、いま後藤議員がおっしゃるように、この件は、いろいろな方から御意見をいただいて、それを糧とするような状況づくりをしなければならぬと思っています。一度失敗すると、もう二度と富良野の自然の美しさをもとに戻すことができないわけですから、当然、時の執行者という者は、そういうことを念頭に置きながら、また、そういう状況を踏まえて、将来に向けてもそういうことがないような状況づくりをしなければいけません。

先ほどもお話がありましたけれども、これもバランスの問題なのです。開発においても、ある程度のバランスをきちんと持ってやらなければ、ほかの地域で問題になっているような状況も生まれますから、そうしたことを十分踏まえた中でやっていこう、このように考えているところであります。

以上であります。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 以上で、後藤英知夫君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時10分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、黒岩岳雄君の質問を行います。

17番黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） 登壇-

通告に基づき、質問をいたします。

1件目、JR根室本線について。

JR根室本線の存続について、市の考え方と対応について伺います。

富良野市と鉄道のかかわりは、いまから116年ほど前の1900年、明治33年8月1日、旭川から富良野に現在の富良野線が開通したのが始まりです。その後、旧狩勝トンネルの開通により、1907年、明治40年9月8日には、旭川、富良野、新得、帯広、釧路の全線が開通し、釧路線となりました。1913年、大正2年、滝川 - 富良野間の新線が開通し、起点を旭川から滝川に変更、旭川 - 富良野間は富良野線として分離されました。以後、釧路から東への延伸が行われ、1921年、大正10年に、根室まで延伸し、全通となり、線路名を根室本線と改めました。

以来、道央と道東を結ぶ主要幹線として地位を保ってまいりましたが、1966年、昭和41年に落合 - 新得間の狩勝峠の区間を新線に切りかえ、1981年、昭和56年には短絡ルートとなる石勝線の開通により、道央と十勝、釧路を結ぶほとんどの列車運転系統が従来の滝川経由から石勝線経由に変更され、大幅な到達時間の短縮が図られました。この変更により、根室本線においては、新狩勝トンネル以北を通過する優等列車はほとんどなくなり、現在に至っております。

先々月の7月28日、議員協議会において、ＪＲ根室本線、島ノ下駅の廃止案とあわせ、ＪＲ北海道からの情報として、収支状況の悪化している線名、区間の説明を受けました。前後して、ＪＲ北海道の運営する路線の営業状況などが新聞に載り、広く道民、また富良野市民も知ることになりました。

本市と直接関係する根室本線の富良野 - 新得間81.7キロメートル、輸送密度、旅客営業キロ1キロメートル当たりの1日平均旅客輸送人員152人、滝川 - 富良野間54.6キロメートル、輸送密度488人となっており、平成27年度輸送密度500人未満の9路線のうちの4位と9位となっております。しかし、留萌線の留萌 - 増毛間16.7キロメートル、石勝線の新夕張 - 夕張間16.1キロメートルの2路線については廃止予定のため、実質ワースト2位と7位となります。

1987年の国鉄民営化に際し、国は、輸送密度が4,000人未満の線区は鉄道に不向きとした判断を下しており、500人未満はその8分の1の水準となります。ＪＲ北海道は、輸送密度が500人未満の線区は、燃料費や乗務員の費用など直接経費だけで旅客収入の1.6倍に達すると指摘、車両や施設の維持、修繕、一般管理費なども含めると5.9倍になるとしています。平成26年度の線区別の収支状況から、100円の営業収益を得るために必要な営業費用の指数を言う営業係数では、富良野 - 新得は管理費を含めまして1,591円、滝川 - 富良野は管理費を含めまして953円、ちなみに、富良野線は管理費を含めまして366円との数値が発表されております。

このような背景から、今後、ＪＲ北海道は、単独での維持困難線区を発表し、全道各地で、順次、対象路線の

沿線市町村と協議に入る予定とのこと。維持困難となる目安とされる輸送密度2,000人未満の対象は11路線、16区間となり、本市と関係する根室本線、富良野 - 新得間は1市2町、滝川 - 富良野間は4市、また、富良野線、富良野 - 旭川間は2市3町となり、各沿線市町村との意思調整で地域が足並みをそろえて折衝することが必要と感じるところです。

また、ＪＲ北海道側から、維持に向けての各種提案など、上下分離方式、駅舎管理などもあるようですが、それらを踏まえた考え方、覚悟を伺いたいと思います。

鉄路が廃止になると、市民生活、地域経済に大きな影響が出ると思われまます。特に観光面では、ＪＲを利用する外国人はジャパン・レール・パスを利用して富良野を訪問しております。これらの外国人は激減すると予測されます。2030年、北海道新幹線開通時の2次交通としても重要と考えております。基幹産業である農業の貨物輸送なども含め、大きく地域経済に影響を与えることになると思います。

これらを踏まえ、以下、3点質問いたします。

1点目は、今後、ＪＲ北海道と協議していく上で、鉄路存続のためにどのような提案を前提に進めるか、また、どのような覚悟で臨まれるか、お伺いいたします。

2点目は、鉄路は市民生活、地域経済と密接なつながりを持っており、これらに対する影響をどのように考えているか、お伺いいたします。

3点目は、根室本線、滝川 - 富良野 - 新得間の沿線自治体との連携が大変重要と考えますが、その取り組みを伺います。

2件目は、市内公園のバリアフリー化について。

バリアフリー化の進捗状況と今後の整備について伺います。

市内の都市公園において、トイレの水洗化等の整備が進められております。一方、バリアフリー対策は一部のみであります。高齢化社会が進む中、身体障がい者の利用も含めて、安心・安全に利用できるよう、通路の整備や段差をなくすなど、園路やトイレ、休憩所、駐車場等の整備が必要と考えます。

これらの整備を計画的に取り組む考えがあるか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

黒岩議員の御質問にお答えいたします。

1件目のＪＲ根室本線の存続に対する市の考え方と対応についてであります。

本年7月29日、ＪＲ北海道では、会社の経営状況は極めて厳しいことと、全国を上回るスピードで北海道の人

口減少が進んでいることから、それぞれの地域特性に応じた持続可能な交通体系のあり方について公表したところであります。この中で、ＪＲ北海道は、単独では維持することが困難な線区について、ＪＲの考えを秋口までに示し、地域の交通を確保することを前提に地域への相談を開始するとしております。

そのため、市におきましては、秋口までに示されるＪＲ北海道の考え方について注視するとともに、根室本線対策協議会の沿線自治体とも連携を図りながら、地域における公共交通機関として鉄道は必要であるとの認識に立ち、ＪＲ北海道との協議を進めたい、このように考えております。

次に、市民生活、地域経済に対する影響につきまして、当路線が地域住民の通勤・通学、通院、買い物など交通弱者の移動手段として欠くことのできない公共交通機関であり、あわせて、ＪＲにおける貨物輸送につきましても、本市の農産物輸送として必要不可欠なものであると認識をしておりますので、鉄道廃止となれば大きな影響が出るものと考えております。

次に、根室本線の自治体との連携、取り組みにつきましては、根室本線対策協議会として、８月３０日、ＪＲ北海道本社に対し、根室本線の運行体系改善に関する要請書を提出し、根室本線の運行体系の確保、臨時列車の継続、充実、地域観光資源の一層の活用、駅舎の整備について要請し、また、同日、北海道運輸局及び北海道に対して、北海道の鉄道体系のあり方に関する要請書を提出してきたところであります。

本協議会におきまして、今後、企画担当課長による幹事会を開催し、根室本線の維持、存続に向けた検討を行ってまいります。

次に、２件目の市内公園のバリアフリー化の推進状況と今後の整備についてであります。

現在、市内の都市公園８４カ所のうち、公園施設のある４０カ所を対象として、平成２５年度より、公園長寿命化計画に基づき、公園施設の改築・更新工事を計画的に実施しているところであります。

近年、公園等における遊具事故が増加傾向にある中、都市公園における安全管理の強化が求められているところでありますが、少子高齢化で公園利用のニーズも変化していることから、既存施設状況及び利用状況を把握した上で、公園利用者がより快適かつ安全に利用できるよう、遊具等の安全確保とともに、トイレや園路等についてのバリアフリー対策を検討しながら整備を進めてまいります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

１７番黒岩岳雄君。

１７番（黒岩岳雄君） では、順次、質問させていただ

きたいと思います。

ＪＲ側では、まだ、この路線がどうのこうのということとははっきり言っていないのですが、富良野は鉄道が開けてから１１６年です。実は、戸長役場ができて１０３年なのです。だから、戸長役場ができるよりも先に鉄道が来ました。そういう意味では、本当に鉄道とともに発展してきたのではないかと、鉄道のおかげではないかと、こんなふうに思います。

そのような背景の中で、ＪＲ側は明示をしていないのですが、先ほどお話ししたように、２カ所を除きますとワースト２位と７位ということですから、富良野線より特に根室本線側のラインのほうが攻められる、要するに、強気であるだろうというふうに私は予測します。

そんなことで、どういう状況になるか、知っている方は当然いると思うのですがけれども、もしなくなれば大変なことになるのだという意識を市民の皆さんに持ってもらうことも必要だと思うのです。そのような動きということを考えているかどうか。市民に知らせることが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 黒岩議員の再質問にお答えをさせていただきます。

一つは、いま現在、根室本線以下、黒岩議員が御質問のとおりであります。鉄道を守るという観点からいきますと、当然、いま置かれた状況というのは、新聞その他の方法で市民もよく理解をしている状況にあるのかな、こんなふうに思っております。また、現実的に、過去２０年近く根室本線対策協議会というものをつくってやっているわけです。

私は、運輸局なり道に行くたびに、また、北海道の鉄道のあり方ということで要請を申し上げておりますけれども、それぞれの立場があって、なかなか明解な回答が出てきておりません。それは、根室本線の役割の一つとして、芦別、赤平、あるいは歌志内を含めて、日本の大きな石炭産業の中核をなしていたところですが、石油が入ってきて、石油を利用した燃料に転換したということですから、やはり、国自体が、それらの市町村に対して、あるいは北海道に対して、それにかわる産業的なものを提示していくべき状況にあったのではないかと私は思っております。北海道としても、北海道の炭鉱というのは、根室本線沿線ばかりでなく、たくさん多くあったわけがありますから、やはり、産業を通しての北海道の鉄道のあり方というものをきちんと持っていなかったということが現状を招いた大きな状況だというふうに私は認識をいたしております。産業構造が大きく転換している中で、道としても、交通体系はどうあるべきかということをきちんと出さなかったことが今日の状況を大きくした、こ

のように認識しております。

そういう観点でお話しいたしますと、私どもいたしました場合は、根室本線をなくすということは、富良野の基幹産業の農業の搬送に大きく影響を与えるわけでありませう。もう一つは、観光であります。いま、臨時列車として、夏の間、エクスプレスが3カ月びっちり3往復しておりますから、こういう根室本線の状況について、JRとしても、これからの観光なり貨物輸送をあわせた中でどのような判断を示されるか、これは、秋口になって発表されるまでは私の口からまだ申し上げられないところでありますけれども、そういう状況は行くたびにお話をさせていただいております。

昨今、道新にも北海道としての交通体系はどうかのだと社説が何かで書かれておまして、私もそのとおりだと思っております。北海道におきましては、過日の新聞で、知事は国のほうに要請してまいりますというようなこと言っておりましたけれども、そういう状況ではないわけですね。やはり、北海道でそういう体制づくりをして、それをもって北海道としてはこうなのだという状況を国にきちんと訴えない限り、ただ要請するだけでは解決できない問題だと思っております。

そうこうしているうちに秋口が来るわけですね。JRでは、日高線を初め、もう既に始まっているわけですね。ですから、富良野についても、恐らく11月ごろにまでには何らかの状況が出てくる可能性が大であります。これに向けて、いま、根室本線対策協議会のそれぞれの市町村で何をなすべきかと。ただ要請するだけでは、これからの時代に鉄路を守ってはいけません。それぞれの市町村では鉄路に何を求めていくのか。もちろん観光もあるでしょうし、あるいは、イベントを通してまちおこしのような状況をつくっていくこともあります。先ほど答弁させていただきましたが、これからは、そういうようなことについて幹事会でそれぞれの市町村の状況を十分に意見集約していただいて、さらに精通した方々の意見も聞く、あるいは、講演を聞くなどした中で状況づくりをやってまいりたい、いま、このように考えているところであります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 17番黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） いまの市長の答弁は、私ももともとだと思っておりますが、やはり、その気持ちを市民に知らせる必要があると思っております。たまたま、今月から「市長と語ろう」地域懇談会がございますね。そこでいまの気持ちをきちんと市民に伝えて、俺は守るのだという意思表示をぜひやっていただきたい、こんなふうに思います。

これを見ますと、テーマその1、その2とも、いまのまちづくりの関係がメインですので、冒頭ではなくて、

最後のところでも結構ですから、いまの鉄道を守るという意思表示をやっていただけるか、ぜひお願いしたいなと思っておりますが、どうでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 黒岩議員の再々質問にお答えします。

考え方としては、鉄道を守っていかなければ富良野の交通体系というのは全くなくなるわけですから、それはもう、黒岩議員の意向を踏まえて、全力で守っていくというようにお答え申し上げたいと思います。

議長（北猛俊君） 17番黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） ありがとうございます。それでは、鉄道のところは飛ばしまして、都市公園のところのお話をさせていただきたいと思っております。

全部で84カ所あるというふうには聞いているのですが、そのうちの約40カ所を長寿命化計画でやっているということでした。都市公園の中で、トイレが設置されているのは20カ所と聞いているのですが、私は、トイレを設置している市内の都市公園20カ所全部は回れなかったのですが、15カ所ほど回りました。

そうすると、都市公園の中ですから、サークルに限られた中にトイレが設置されておまして、公園を利用する人を中心に考えているのです。ですから、出入口のすぐそばにあるのではなく、ちょっと奥まったところにあります。ただ、両端というか、周りは道路に囲まれていますので、高齢者、あるいはハンディキャップのある人たちが散策したりウォーキングをしていて急に用を足したくなったときに使えるように、トイレ利用のための出入口を変更してあげれば大分使い勝手がよくなるのではないかとおもうのです。

もう一つは、大分老朽化しているトイレもあります。一部はバリアフリー化されて本当にどこに出しても恥ずかしくないようなすばらしいトイレもあるのですが、やはり、全部がそういうことになっていません。そういう中で、いまのものをいかに長く使っていくかということも必要ですし、計画的にそういうものを直していくことも必要だと思っております。老朽化して、ドアが破れていたり、ペンキが剥げたり、ちょっと乱暴な言い方すると本当に中が見えるのではないかと思います。そういうところを早急に直していただければ、一面ではきれいになっていけば汚さないとおもうので、そういうことが必要ではないか、こんなふうに思います。

ですから、長期的な計画と早急に対応するものを分けて考えていく必要があるのではないかなと思っておりますので、その辺について伺いたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 黒岩議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、一部はかなり老朽化していて、補修の必要があるところもあるというふうに認識しております。この辺につきましては、現在、長寿命化においては、遊具の危険性、フェンス等の設置等で、まず安全性を優先的に進めているところでございます。バリアフリー化も、答弁にありましたとおり、今後、利用状況、現状を把握した上で積極的に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 以上で、黒岩岳雄君の質問は終了いたしました。

散 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明13日の議事日程は、お手元に御配付のとおり、渋谷正文君ほか3名の諸君の一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時38分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 9 月 12 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 石 上 孝 雄

署名議員 広 瀬 寛 人